

令和6年第9回美幌町議会定例会会議録

令和6年12月10日 開会

令和6年12月12日 閉会

令和6年12月11日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

5 番 宮 崎 奈津江
6 番 上 杉 晃 央
3 番 横 山 清 美
1 2 番 松 浦 和 浩
1 1 番 大 江 道 男
1 0 番 吉 住 博 幸

○出席議員

1 番 木 村 利 昭	副議長	2 番 馬 場 博 美
3 番 横 山 清 美		4 番 高 橋 秀 明
5 番 宮 崎 奈津江		6 番 上 杉 晃 央
7 番 稲 垣 淳 一		8 番 藤 原 公 一
9 番 伊 藤 伸 司		1 0 番 吉 住 博 幸
1 1 番 大 江 道 男		1 2 番 松 浦 和 浩
1 3 番 大 原 昇	議 長	1 4 番 戸 澤 義 典

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司	教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩
-----------------	-------------------

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明	総 務 部 長 那 須 清 二
町民生活部長 関 弘 法	福 祉 部 長 斉 藤 浩 司
経 済 部 長 河 端 勲	建 設 部 長 遠 國 求
病 院 事 務 長 但 馬 憲 司	事 務 連 絡 室 長 横 山 聖 二
会 計 管 理 者 田 中 三智雄	総 務 課 長 鶴 田 雅 規
危機対策課長 多 田 敏 明	政策推進課長 兼デジタル推進主幹 竹 下 護
財 務 課 長 吉 田 善 一	町民活動課長 佐久間 大 樹
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長 佐々木 斉	税 務 課 長 松 尾 まゆみ
社会福祉課長 水 上 修 一	児 童 支 援 主 幹 大 内 直 樹
保健福祉課長 立 花 良 行	農 林 政 策 課 長 以 頭 隆 志
森林農地整備主幹 橋 本 勝	農 業 振 興 主 幹 午 来 博

商工観光課長	沖崎寿和
建築主幹	廣田吉輝
環境衛生主幹	宮田英和
病院総務課長	伊藤 寿
事務連絡室次長	藤田静思
学校教育課長	中尾 亘
社会教育課長	浅野謙司
監査委員事務局長	小室保男

建設課長	森口尚博
環境管理課長	影山俊幸
上下水道課長	石山隆信
地域医療連携課長	高山吉春
教育部長	遠藤明樹
学校給食課長	片平英樹
スポーツ振興課長	弓山 俊
監査委員事務局次長	小室秀隆

○議会事務局出席者

事務局長	小室保男
議事係長	高田秀昭
庶務係	金子未准

次長	小室秀隆
庶務係長	村田 剛

午前9時30分 開議

◎開議宣告

○議長（戸澤義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和6年第9回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番高橋秀明さん、5番宮崎奈津江さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、西村監査委員、体調不良のため、本日欠席の旨、届出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（戸澤義典） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江） 〔登壇〕 私は、通告しております2項目、3点について、一般質問を行います。

初めに、発達支援センター事業の拡充について。

近年、子供たちを取り巻く育ちの環境は、少子化や核家族化、情報技術の発展、価値観の多様化などの社会的背景により急速に変化し、課題も複雑化しております。具体的には、児童虐待・暴力事件・自殺・不登校・貧困といった問題が、全国的に増加している状況です。

また、道内において、学生や若者による凶悪事件が後を絶ちません。美幌町においても、学童期の児童における問題行動に関する相談を毎年受けており、後期中等教育や就労の段階での課題として顕在化しております。このことは、全国的な問題であると同時に、美幌町における重要な社会問題でもあります。教育委員会のみで対処できる問題ではないと考えます。

現在、美幌町では、医療、福祉、認定こども園や保育園・保護者・子ども発達支援センター等が連携し、幼児一人一人の発達に寄り添った幼児期の支援体制の整備を図っておりますが、このことは、子ども発達支援センターの保護者アンケートにおいても、高い信頼と評価を得ている状況となっております。

しかしながら、学齢期に移行すると、学校が主な支援の場となり、福祉的サービスの連携が減少する傾向にあります。その結果、諸問題の発生を未然に防ぐための仕組みが、十分に構築されているとは言えない状況となっております。

一方で、先進的な取組を行う他の自治体では、幼少期から就労期まで発達支援センターが中心となり、一貫性と継続性のある支援体制の構築や既存の支援計画の見直しに着手しています。

美幌町においても、現在のノウハウを生かした上で、発達支援センター事業を拡充し、一貫性のある支援計画の策定を進めるべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

2点目、子ども発達支援センター指導員の正職員化について。

現在、美幌町の子ども発達支援センターでは、幼児ことばの教室を含め職員8名が勤務しております。そのうち3名が会計年度任用職員で、1名は5年以上、2名は10年以上勤務されていますが、保護者対応や療育指導技術における豊富な経験を持ち、複雑化するケースに対応しており、業務内容で正職員との間に大きな差はないのが現状です。特に、経験が重視されるこの職種においては、全員を正職員として配置すべきと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

また、美幌町の指導員採用における年齢制限は「40歳以下」となっており、子育てが一段落した方や移住、Uターンで美幌町に来られた40歳以上の方には、正職員として採用される機会が与えられていないことから、募集の年齢制限を見直すことが必要ではないかと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

2項目め、人口減少対策について。

1点目、ジェンダーギャップについて。

美幌町の人口は、10月末現在、1万7,439人と、8年前の約2万人から毎年約300人ずつ減少しており、人口減少に歯止めがかからない状況です。減少の要因としては、死亡などの自然減少もありますが、社会減少、いわゆる転出超過の状態が続いていることが挙げられます。

内閣府のホームページに掲載されている『ジェンダーギャップ解消が地方を変える！「女子」に選ばれる地方』という資料によると、男女格差が多い地方から、10代から30代、特に20代の女性が都市へ流出するということが指摘されております。

す。

また、NHKによると、10年前、地方創生に予算を投じたものの、人口流出が止まらない原因の一つとして、地方において、ジェンダーギャップの意識改革が進んでいないことが指摘されており、若い女性が男性中心の地方社会に希望を見いだせず、地方を離れるケースが多いとあります。

この地方におけるジェンダーギャップの問題はスケールが大きく、解決には、行政や特定の誰かだけではなく、トップダウンのアプローチが求められると考えられます。町長自らが、美幌町はジェンダーギャップの解消にしっかり取り組むという姿勢を示し、積極的に動き出すことで、町民にも理解され、若い女性が町に帰ってくるきっかけの一つになると考えますが、ジェンダーギャップと人口減少の問題について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 〔登壇〕 宮崎議員の御質問に答弁いたします。

初めに、発達支援センター事業の拡充等について。

1点目の発達支援センターの業務の拡大についてですが、障がい児支援においては、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図った上で、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築し、障がいの疑いがある段階から、身近な場所で継続して支援することが大切であります。

美幌町の現在の支援体制につきまして、医療機関、母子保健担当、保育園、認定こども園、学校のほか、小学校入学前の児童は、子ども発達支援センターが療育支援や家族支援を行い、小学校入学後は、障害児支援利用計画を作成する相談支援事業所や療育等を行う放課後等デイサービス事業所が福祉的サービスを連携して行っております。

今後は、関係機関がよりつながりのある

支援を行っていくため、令和7年度から新たな取組として「美幌町子育てサポートファイル」の導入を進めており、美幌町で生まれた子供たちが、育ち、就学し、就職するまで切れ目なく一貫した支援計画が策定できるものと考えております。

2点目の子ども発達支援センター指導員の正職員化についてですが、現在の職員配置状況は、国の人員配置基準に基づく5名の正職員のほか、会計年度任用職員を3名配置して、幼児ことばの教室事業を含め、相談者に寄り添った療育支援や家族支援の充実を図っております。

今後の職員体制につきましては、児童数の将来推計などを考慮の上、現状の職員体制を維持していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、美幌町における保育士採用につきましては、将来に渡って安定的な行政運営を行っていくため、新規採用職員を優先的に募集していきたいと考えておりますが、必要に応じて社会人採用も募集していきたいと考えています。

なお、今年度実施した保育士採用試験においては、40歳未満としたところですが、年齢制限は、採用時における保育士の年齢構成などを考慮して、その都度、設定していくこととしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、人口減少対策について。

ジェンダーギャップについてですが、本年4月に人口戦略会議が発表しました人口推計によりますと、美幌町は、2050年における20歳から39歳までの減少率が、管内で最も高い数値となりました。減少率の計算方法などは明らかにされておらず、その要因や原因についての分析は困難ではありますが、子育て世代の減少は人口減少に直接影響するものであり、対策を講じる必要があると考えております。

今年度は、本町の人口減少対策に関する計画である第2期美幌町まち・ひと・しご

と創生総合戦略の終了年度であり、第3期戦略の策定に向け進めているところでありますが、第3期戦略では、新たなポイントとして、女性減少率を抑える具体的な施策展開を行うこととしております。

策定に当たっては、産官学労等組織である美幌町まち・ひと・しごと創生推進委員会にて、委員よりそれぞれの立場で御意見をいただき、さらには、町内の女性団体や子育て世代に対してアンケート調査を実施し、いただいた意見を反映させた計画策定を行っているところであります。

また、ジェンダーギャップ指数の低下は、人口流出のみならず、社会全体の生産性低下などを招き、格差解消を図ることは、社会全体の目標、もしくは課題であると認識しております。美幌町においてどの程度のギャップが生じているか把握はしていませんが、女性減少率を抑える具体的な施策展開が、そのギャップを埋める作用があると考えております。

女性が活躍する社会づくりに向け、第3期総合戦略に基づく各種施策を官民一体となって実行し、ジェンダーギャップの解消や人口減少の抑制に向けて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江） では、再質問をさせていただきます。

まず、発達支援センターの拡充について。

全体の御答弁によりますと、相談支援事業がある、放課後デイサービスがある、そして、来年にサポートファイルを新しくつくるということで、確認いたしました。

また、発達支援センターの拡充については、今のところ話はないということで捉えました。この相談支援事業の年間の相談人数、放課後デイサービスを利用している小

中学生の人数、また、サポートファイルとは、どのような目的で、どのように使用するのか、お教えください。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

まず1点目、放課後等デイサービスの利用人数、登録者数でございます。

現在、小学生が24名、中学生が5名、高校生が3名、合計32名の登録となっております。

もう1点、相談支援事業の相談件数の御質問でございます。

使用・利用計画作成の相談につきましては、昨年度、令和5年度は33件、今年度は9月末までの上半期の実績でございますけれども、こちらが30件。その他の相談件数につきましては、児童のみではなく、障がい者、大人も含めた件数となりますけれども、令和5年度は約200件、今年度9月末までは、約100件の相談を受け付けている現状でございます。

以上、御答弁いたしました。

○議長（戸澤義典） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘） 御答弁いたします。

サポートファイルの主な概要でございます。

今まで、発達支援センター、幼稚園、保育園、あと小中高と、それぞれ支援計画という形で個別に管理していきまして、それぞれ引継ぎをする中で、美幌町においては、美幌町特別支援教育連絡協議会というものがございます。この中に、医療機関、小学校の特別支援の教員、小中高、幼稚園、保育園、児童支援担当、教育委員会、保健師等々が入った中で連携というものを今までやって、引継ぎ等々を実施してきたところでございます。

今後、その別々に管理している台帳を、町内の様式を統一した中で一括して管理することによって、より切れ目のない支援、

こちらにつなげていくということを目的に、今回連絡協議会の中で検討しまして、7年度からスタートするというファイルになっております。

○議長（戸澤義典） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江） 資料の内容をありがとうございます。

では、私のほうで、ざっと学校の支援を受けたい、困っている方の人数を把握しましたので、それをお知らせいたしますと、小学校、中学校で特別支援教育を受けている方が、例年約150以上、また、ことばの教室に通う通級指導を受けているお子さんが、人数は把握してないのですけどいらっしゃる。そして、文科省の調査では、通常級に8.8%の割合で、支援を必要とするお子さんが在籍しているということで、美幌町でも、小中合わせて200人から300人のお子さんが、大人の支援が必要だと予測されます。

先ほどお答えいただいた放課後等デイサービスが約30人、あと、相談件数があるということですが、支援されている、支援計画が30件としてもおおよそ足りない、支援はもっと足りないと思います。

保護者の就労時間の増加、核家族化、孤立化の時代に、学齢期の成長が著しいときに、子供が適切な環境で一人一人が大切にされる中で育つことが望ましいと思います。

学校が抱えている困り事は、勉強に取り組む前のかかる問題でございます。コミュニケーションや社会性というのは、心や体の発達の問題で、困っている御家族は、誰も分かってくれないとか、どこにも居場所がないという思いから、不安やうつが強くなったり、問題となる行動が起こってしまったりする状況があると思います。

学校では、支援員や介助員を毎年増やし、約30名を配置されていると思われます。月2回のスクールカウンセラーも入れ

ている。しかし、まだ改善が見られる問題は、増加傾向にあると考えられます。

教育と福祉の垣根を越えた支援に移行すべきと考えますが、子育て支援の一環として、町の対策は何かありますでしょうか。

○議長（戸澤義典） 学校教育課長。

○学校教育課長（中尾 亘） 御答弁いたします。

議員おっしゃるとおり、支援を必要としている人数については、おおむねそのとおりであると把握しているところでございます。また、御質問の前段にございますとおり、不登校等々も、美幌町も年々増えている状況にございます。

まず、学校現場での対応でございますが、今現在、町の単費で28名の支援員を配置しています。8人に1人だとか国の基準はございますが、現状、それを超えて個別に支援を必要とする方も増えてきてございます。

また、福祉サイドの部分も、先ほど言いました連携協議会の中で、ケース会議等々、福祉の方も入っていただきながら、これまでも実施しているところでございますが、国の制度、道の制度としまして、スクールカウンセラーを月2回配置している中でも、なかなか対応ができていないという現状もございます。

国、道では、新たな福祉の資格を持ったスクールソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健士の資格を持った方は、道の予算の中で配置はできるのですが、なかなか福祉サイドも人材不足ということで、配置ができないという現状がございます。

御承知のとおり、美幌町は、教育委員会の下に福祉部があつて、包括支援センター、また、コンパクトに学校5校が配置されておりますので、今までも非常にスムーズな連携を取っておりまして、福祉サイドも入れた中で、ケース会議等々、児相、校内会議等々で実施はしております。

包括支援センターには、社会福祉士がいっぱいいますので、より困難な案件につきましては、包括支援センターと小まめに連携をしながら、学校サイド、あと教育委員会、福祉と連携して実施していくと考えております。

○議長（戸澤義典） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江） 課長が言われるとおりの現状だと思います。しかし、この前、包括支援センターに個別支援計画を立ててくださいと言われた方は、2か月待ちということでございました。それから、ケース会議もかなりの専門家を集めますので、ケース会議の時間が取れていない。

先ほど言いましたように、二、三百人いるケースがある中で、それをケース会議で何件やっているのかというと、全く足りていない状況だと思います。

大きな話になりますけれども、世界でいえば、学力の高いフィンランドでは、教員不足を解消し教員の質を担保するために、教員は一切雑用をせず、学校で子供たちに教えるだけのことに専念するそうです。そして、生活指導や保護者の方とのお話は、別の専門家が行います。

また、長崎市では、子供の重大事件をきっかけに、2016年から教育と福祉の垣根を越えて、長崎大学が中心となり、地域を支援している例があります。

北海道でも、芽室町では、小学校から高校まで発達支援センターが中核となって支援をされています。また、伊達市のまあぶるでは、低学年まで支援の継続を行い、小中高まで発達支援センターが中心となって支援しております。

以前、町長が1回目の選挙に出られたときに、公約の中に発達支援センターという言葉が見られたかと思うのですが、きっと、そのときの思いとかがまだあると思いますが、町長にその辺のことを伺いたいと思います。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今の置かれている状況というのは、宮崎議員がおっしゃったこと、それから答弁させていただいたことと認識は同じだと思っています。不十分だということは、私も認識しているつもりであります。

美幌、それから、ひいては外へ出ていく、日本を担う子供たちをしっかりと育てるということは、まずは、美幌に関わるのであれば、生まれてから高校までですか、ここまでしっかり切れ目のない支援をする、このことは、当時も今も変わっておりません。それが、どこまでどのようなステップで関わっていけるかというのは、なかなか言葉としては今私が言ったようなことで大きくは言えるのですけれども、今度は、ここにどう対処していくかということが大事であって、今、それを1個ずつ言われたことを……。

確かに、フィンランドとか、長崎とか、芽室のそのような事例を私も知っています。では、うちに置き換えたときにできるかとなると、それぞれ条件があって、なかなか難しいというか。難しいからしないということではなくて、それなりに地域の要素があるということもきちんと理解しなければいけないし、それは、私ども行政だけではなくて皆さんというか、関わる人達も分かっているかなければ、これは前に進んでいかないと思っています。

その意味から、先ほど答弁にも書かせていただきましたけれども、今、障がいを持っている子供たちに対して、特別支援を必要とする子もそうですが、ばらばらで持っていたものを一つのシートというか、流れに沿って1冊に……。私も見せてもらいましたが、私も教育長をやっていたときに、小学校に入る前、それから小学校に入った後、中学校で切れるこの三つのブロックを一つにしたいということです。

このことは、美幌だけではなくて、皆さ

んが思っている中で、関係する人たち、ですから、保育士とか皆さんが集まって、来年から教育委員会も入って一つのノートというか、それをつくっていきましょう。

今、サポートファイルということで、その子に1冊持ってもらおうというか、そのようなことをやろうとしています。今、言われたことも含めて、一つ一つ何ができるかということをやっていきたいと思っています。

学校についても、私の分野ではなく、教育長に任せていますけれども、本当に美幌は支援員を非常に増やしています。それから、子供たちの向き合い方についても少人数学級——例えば、標準が40人であれば30人にして、今、特に、手がかかるといえる、大変なところは30人学級。

実は、裏を返せば、その前後で人がいる場合は、その半分になる可能性が非常にある数値なのです。そこに注目して、35人であれば、36人いれば18人学級が二つつく、30人であれば15人と。

では、それをどこまで下げられるかというのは、教育委員会も悩みどころなのですけれども、そのようなことも一步一步やっているということでもあります。

繰り返しますけれども、私としては、全体的に子供たちの成長に対する施策の努力はこれからしたいと思いますし、教育委員会も教育という部分では、教育長がしっかり前を向いて進めていただけたらと思っていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江） 私も、学校教育は精いっぱい人数を配置していただいていますし、30人学級を小学校2年生まで延ばしていただいたことも本当によかったと、ほかの町にない施策だと評価しております。しかし、問題は解決されていないので、計画だけでもいいですから、本当に一

歩一歩……。

例えば、このファイルにしても、誰が評価して、どのような基準でその子たちの育ちを見ていくのかとか、30人学級がいいのであれば、3年生、4年生まで広げましょうとか、本当に先生たちが子供と向き合える、先生たちが学習だけに集中できて、親御さんたちのケアは、ほかの人たちができるような仕組みづくりの計画の進行をお願いしたいと思ひまして、こちらの質問を終えたいと思ひます。

次に、正職員化についてです。

こちらは、確かに国の配置基準は満たしているということなのではけれども、40歳未満というのは書いていないと思ひます。利用者、サービスのための採用というか、そのような技術を有した職員を軽視している現状が、発達支援センターの場合は何十年も続いていると思われまふ。

こちらは、AIで買われない職業の一つで、社会性やコミュニケーションの育ちの支援や伴走ができるマンパワーを大切に確保すべきだと思ひます。これまでも、内部から意見が上がっていると思ひますが、よい施策がまだないのか、お伺ひいたします。

○議長（戸澤義典） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹） ただいまの御答弁をいたします。

まず、ごめんなさい。経験年数の長い方を軽視しているというつもりは全くないです。

宮崎議員も質問の中に書いていただいていますけれども、保護者の信頼を受けて、正職員の方も会計年度任用職員の方も皆さん一生懸命、業務に当たっておりますので、その部分について非常に感謝しているところでございます。

先ほどの40歳の年齢制限という部分につきましては、答弁にも書かせていただいているのですけれども、まず、新卒の職員を前提といいますか、それ以降の行政運営

がございますので、新卒を採用させていただきまふ。もちろん、そのときの保育士全体の年齢構成ですとか、そのようなものを加味した中で年齢制限をさせていただいている状況にございますので、御理解いただければと思ひます。

○議長（戸澤義典） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江） 管理職の方の構想としては、そのように新卒の方を入れて、人事が維持できるようにされているのは重々承知しておりますが、やはり多面的というか、多様性の中、新卒の方が重要な相談ですとか、お子さんの指導に当たるといふのは非常に時間がかかるし、ストレスフルなことでございます。

それで、職員の方も一人で困って、なかなか続かないという現状もございますので、ぜひ、その辺のシステムの構築を今後検討いただきたいと思ひまして、次の質問に行きたいと思ひます。

続きまして、ジェンダーギャップでございます。

第2期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の資料は、非常によくまとまったデータで分析されています。何を目標にすればいいか、総合戦略に全て書いてあると感じました。それを見ると、やはり20代から39歳の女性、こちらが2010年から65%減となっているという問題を背景に調べると、ここに重点を置くほかはないと考えられます。

今後、第3期まち・ひと・しごとの策定をこれからされるということですが、新しい施策の手法の段階で何か工夫されているということはあるのでしょうか。

○議長（戸澤義典） 政策推進課長。

○政策推進課長（竹下 護） 御答弁申し上げます。

第3期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、現在策定中でございますので、現時点での状況ということ、あらかじめ

お酌み取りいただければと思います。

第3期総合戦略策定に当たりましては、大きく5項目、柱を立ち上げたところですが、その1項目が、女性の定着を図る施策立案という項目でございます。

20代から39歳の女性の定着率を図るような施策を、今回の戦略で展開していきたいという方向性を打ち出したところでございます。

その後、各種アンケート、聞き取りなどから現状と課題をまとめたところでございますけれども、現状と課題といたしましては、女性が活躍する場として働きたいと希望を持った女性が働ける職場の用意ですとか、活躍できる社会の形成を推進する必要があるという現状と課題をまとめたところでございます。

今後5年間の基本的目標といたしましては、働きたいという方が活躍できる社会を形成していくとともに、活躍推進に取り組む企業や従業員の好事例、いわゆるロールモデルみたいなものを発信するなどして、社会づくりを推進していきたいというのが、基本的方向として整理しているところでございます。

そして、施策として女性が活躍する社会づくりという項目を設けて、商工業の振興事業ですとか、起業家支援の事業ですとかを施策としてラインアップしているところでございます。以上です。

○議長（戸澤義典） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江） 次期の計画には、ジェンダーギャップのような女性の施策が入っているということで、若干安心いたしました。しかし、先ほど言われたアンケートは、いつものですけど、女性、学校、子育て関連はアンケートにとどまり、生活における価値観ですとか、そのようなものを引き出して意見を問う場がないのが現状だと思いますが、そちらについて何か工夫されていることはありますか。

○議長（戸澤義典） 政策推進課長。

○政策推進課長（竹下 護） K I T E Nという施設、昨年4月から御用意してまいすけれども、K I T E Nで11月、12月と、子育て世帯を対象にしたランチ会というものを開催しています。これは、お子さんをお連れいただいてランチをして、その間、お子さんをボランティアの方に見てもらいながら、それぞれ意見交換をするとか。そのときに、スタッフは、質問するというていではなくて、お話し合いに参加していただくていで、ふだんのお困り事といったことを……。

たまたまなのですけども、参加者がいわゆる美幌町にずっといらっしゃる方ばかりではなくて、半数の方が町外から来た方ということもあって、先ほどお話もありましたけれども、働く場所の問題であるとか、ふだんの生活のことについても、いろいろお話はお聞きできたところでもあります。

そのようなお話なども戦略の方向性としては合っていますので、施策に生かせるようなことをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（戸澤義典） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江） そのような取組が少しずつなされているなという実感はしております。

ただ、今日のこの姿を見ても分かりますように、コミュニティ内で女性が15%以下の場合は、何か発言すると、周囲は、これが全女性の考え方だと一般化して捉えてしまうそうです。

ですから、その少数派の女性——今日で言えば私なのですけども、私がジェンダーの問題を取り上げることで、マイノリティーを強調することになるため、ちゅうちょしてしまうと言われているそうです。これは本当に同感することで、何かこうして議論するとか、意見を出すとか、決めると

きに、同質性の人ばかりが集まるのではなく、35%以上は年齢も違う、性別も違う、そのような人を入れる。必ずそうしないと、同調圧力という言葉は悪いのですけれど、言うこともちゅうちょしてしまいますし、イノベーションが起こりにくいと思われまふ。その辺から変えていく必要があるかと思ひますけれども、それについて、皆さんはどう思われますか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 女性、男性ということにあまりこだわらないということが前提の中で、どうしても女性の方々の関わり方が少ないと、一つの会議を進める部分においても、なかなか町民の方が男性、女性という――性別を二つにするならば、半々いる中において、何で女性の話だと思ひます。

これは、今おっしゃったように、宮崎議員もそうですが、議員としておられる方、それと、それに関わる広がりということも含めて、きちんと考えていかなければいけない部分だとは思ひているのです。ですから、今35%以上がという部分では、それはもう当然、多様性ということであれば、いろいろな方というか、関わるが必要だということは、同感だと思ひています。

今、内閣府で女性の参画ということをやっていますよね。その中で、見える化ということを見ると、どのようなことに注目してデータを出しているかという話になったときに、例えば、全国的に首長だとか、北海道でいえば、女性の首長は一人で、副町長は一人だけなのです。それから、宮崎さんを含めた市区町村の女性の数でいえば、うちは14分の1。今度、私どものスタッフのこと、公務員ということを考えれば、女性の管理職がどれだけいるかという話。あとは、審議会であれば、うちでいえば大体21.1%ぐらいですか。

この頃、注目されているのは、防災会議に女性の目線を入れてほしいということ

言われていて、私どもでいけば28分の2、7.1%ぐらいの状況であります。

ですから、例えば、行政に関わる一つの指針とした中でいけば、今言ったような方々、今回質問された女性の方が関わってこないという部分で、私ども男性にも問題はあるのですけれど、言い方は悪いですが、女性の認識もしっかりしていただかないと。ということは、私たちはちょっとねとか、そのようなことだと思うのです。

総じて、そのような雰囲気をつくらせないようにする社会をどうするかというのが、行政の役割だと思ひているのですね。これをやってくださいということはなかなか言えないのですけれども、先ほどうちの担当がお話ししたように、場づくりですか、場づくりは、行政が一つの仕掛けとしてやる必要があるのですけれど、その意識としては変わらなければいけない。

話は飛んでしまひますが、私もこの頃、自治会との懇談で言っているのですけれど、今、自治会は、役員成り手について非常に困っています。その中で言っているのは、どうして女性の方がいないのですかと。その中で言わせていただひているのは、女性が動けば地域が変わるという話は、昔からまちづくりの鉄則ですと。そのような話をした中でいけば、今回このような質問をいただきましたけれども、しっかりとそれぞれの立場の認識、それから、私どもも女性の方々に加わってもらふ努力、女性の方々もそのようなところに行きづらいかもしれないけれど、この意識をお互いに変えて……。

例えば、議員であれば、一人ではなくて半数まで、何とかみんなに関わろうとか、そのようなことをやる必要があるかなとは、強く思っています。

○議長（戸澤義典） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江） 本当に、町長のおっしゃるとおり、女性の意識も変わらなく

てはいけないのですけれども、賢い女性は地方を出ると言われています。

この男社会に——男社会と言うと失礼なのですけれども、男社会の中で、一人で戦う勇気を出すなら違うところで、自分で輝いて花を咲かせようという考えが定着しております。特に、芸術やクリエイティブの仕事に携わりたいという女性が、都心部の芸術系の大学の学科では、7割、8割が女性ということです。

そのような観点がないというか、認めてもらえる場がこの地方にはないと言われております。これは本当に大きな問題で、なかなか意識を変えるというのは、非常に難しいことで大変です。しかし、豊岡市ですか、できていないけれども、うちのまちはジェンダーギャップを解消しますよと、これをトップダウンで実践されています。

数の原理でこれだけやりましょう、何とかですよと目標を立てて育休取りましょう、女性の家事の分担を減らしましょう、若い人は早く家に帰りましょう、そのようなことをトップダウンで言って、積極的に取り組んでいく姿勢を期待したいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今回質問いただいた中で、いろいろ御紹介いただいたものを全部、私も一緒に勉強させていただきました。その中で、今回、ジェンダーギャップという一つの切り口で御質問された中で、私もいろいろ考えたときに、それは一つの切り口。要は、町をどうしていくかという一つの手法、切り口として、ジェンダーという概念を一つとして考えて進めている町——気仙沼もそうです。

今回、御紹介いただいた中でいくと、気仙沼ということであれば、人口減少対策にジェンダー目線を取り入れた手法で、そこに女性の対策監を置いたり。もう一步踏み込んでいけば、今、御紹介いただいた兵庫

県豊岡市は、ジェンダーの概念ということのをベースとして、もう根底から変えようということでやりました。

先ほど切り口と言ったのは、あくまでもその町をどうつくっていくかという一つの計画ということを見れば、当然、うちであれば総合計画があった中で、その下に、女性に関わるものであれば、男女共同参画プランもあります。そして、今お話しになったまち・ひと・しごとの部分もあります。その中の具体的な取組を、階層的にその上に乗せているのです。そのようなことをきちんと理解した中でこれを進めるということなので、先ほどから何度も言っていますが、私は、ジェンダーギャップというよりも、女性も活躍できるまちづくりをしなければいけないというか。

今回、NHKの番組の中で、気仙沼と豊岡に関わっていた方が、最後に言っていたのは、地域で職場を確保しなければいけない中において、働きやすさだけではなくて働きがいがある、これは非常にすごいなと。きっとここなのでしょうね。ここをしっかりとしないと、地方に帰ってきてても仕事はできるではなくて、ここでしっかりと自分の存在というか、居場所をつくれるということだと。それをどうするかという話で、すごく考えさせられました。

先ほどの繰り返しになりますけれども、女性がしっかり声を上げていくという中において、最後の締めくくりが、訓練や学びが重要で、その場づくり、しっかり行政してくださいよと言っておられたことに対して、私どもの役割、行政としての役割は、場づくりだなと思っております。

いずれにしても、今回お話いただいたことについては、いろいろなことを学ばせていただいたし、そのことを私どものスタッフに教授しながら……。

人口減少の中でも、ポイントがある程度見えてきております。それは、若者と女性がキーポイントという中において、女性に

についての具体的な何をというのは、今回いろいろなことで学ばせていただきましたので、しっかりと今後も施策を進めていきたいと思っております。

○議長（戸澤義典） 5番宮崎奈津江さん。

○5番（宮崎奈津江） 町長からはっきりと期待に沿う御答弁をいただきました。

私も、ジェンダーギャップは全然調べたことがなくて、去年、議員になってから人口減少の勉強をするようになり、いろいろ調べたところ、やはりここかなと。ここが足りないのかというのが何となく見えてきたところで、まだまだ不勉強ですけども、女性もこのような感じだと思います。

まだジェンダーギャップについて、はっきり理解していない。そのような潜在意識は、本当になかなか変わらないなと思うので、少しずつ皆さんが協力して変えていただき、女性、子供、若い人が住みやすいまちになればいいなと感じました。

私の質問は、以上で終わります。

○議長（戸澤義典） これで、5番宮崎奈津江さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時30分とします。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 休憩

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 〔登壇〕 それでは、私は1項目、民生委員児童委員の支援体制について、次期改選期に向けた民生委員児童委員の担い手不足について、御質問いたしたいと思います。

令和4年12月に民生委員児童委員、以下、民生委員と表現いたしますが、全国一斉改選が行われましたが、定数約24万人に対して1万5,191人の欠員が生じまし

た。欠員率は前回から1.5ポイント上昇し6.3%と、戦後最悪の結果となったことは、成り手の確保が一層困難になっていることを物語っています。

民生委員は、担当地区の高齢者、障がい者、ひとり親世帯などを訪問し相談を受け、行政などの関係機関と連携して、必要な支援に結び付ける身近な相談役として主に活動しております。

また、最近では、認知症予防活動、悪質商法対策、災害時の避難や生活支援など活動が多岐にわたっております。

さらに、児童を取り巻く環境が深刻化しており、児童虐待、引きこもり、ヤングケアラーへの支援など、活動は一段と複雑化、困難化する中、民生委員の負担感は、ますます増大する状況にあります。

令和7年12月の一斉改選期を迎えるに当たり、今後、民生委員の担い手不足の解消に向けた取組が必要であると考えますが、課題を明らかにするため、次の項目について町の考えをお伺いいたします。

一つ、民生委員の推薦基準と選考方法について。

二つ、平成25年、平成28年、令和元年、令和4年の一斉改選期ごとの委員数、男女別、平均年齢、男女別、欠員数と欠員率、一斉改選期退任者の期別在任期間、1期、2期、3期、4期と5期以上区分で、各期別の75歳未満の割合について。

三つ、令和元年、令和4年の委員の就業状況、男女別人数・割合について。

四つ、令和5年直近の委員一人当たりの平均的な活動日数と相談件数について。

五つ、担い手不足の現状及び今後の担い手不足の解消策について。

六つ、民生委員の活動費について。

以上でございます。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 〔登壇〕 上杉議員の御質問に答弁いたします。

民生委員児童委員の支援体制について。

御質問の次期改選期に向けた民生委員児童委員の担い手不足対策についてですが、1点目の民生委員の推薦基準と選考方法については、厚生労働省通知にて、民生委員の適格要件が規定されており、主な内容としては、人格識見が高く、その地域の実情を広く知り、福祉活動やボランティア活動など、社会福祉の増進に理解と熱意があり、地域の住民が気軽に相談に行けるような方などが民生委員の推薦の対象とされております。

また、選考方法については、委員の活動において地域との連携が欠かせないことから、各地区の自治会より適任者を推薦いただき、民生委員法に基づく組織で、町の区域の実情を知る方で構成される美幌町民生委員推薦会で候補者を推薦しております。

2点目の平成25年、平成28年、令和元年、令和4年の一斉改選期ごとの委員数、男女別、平均年齢、男女別、欠員数と欠員率、一斉改選期退任者の期別在任期間、1～4期・5期以上区分で各期別の75歳未満の割合についてですが、年度ごとに、平成25年12月の一斉改選時の委員数は、主任児童委員3名を含む58名、男性36名、女性22名、平均年齢は66.0歳、男性67.4歳、女性63.8歳、欠員数は0名で欠員率は0%、一斉改選期退任者の期別について、1期は3名、うち75歳未満は2名、66.7%、2期は0名、3期は5名、うち75歳未満は4名、80.0%、4期は4名、うち75歳未満は0名、0%、5期以上は6名、うち75歳未満は4名、66.7%となります。

次に、平成28年12月の一斉改選時の委員数は主任児童委員3名を含む58名、男性36名、女性22名、平均年齢は67.3歳、男性69.0歳、女性64.6歳、欠員数は0名で欠員率は0%、一斉改選期退任者の期別については、1期は4名、うち75歳未満は3名、75.0%、2期は4名、うち75歳未満は3名、75.0%、

3期は5名、うち75歳未満は5名、100%、4期は1名、うち75歳未満は1名、100%、5期以上は3名、うち75歳未満は2名、66.7%となります。

次に、令和元年12月の一斉改選時の委員数は主任児童委員3名を含む57名、男性39名、女性18名、平均年齢は67.9歳、男性68.9歳、女性65.7歳、欠員数は1名で欠員率は1.7%、一斉改選期退任者の期別について、1期は2名、うち75歳未満は2名、100%、2期は4名、うち75歳未満は2名、50%、3期は5名、うち75歳未満は3名、60.0%、4期は3名、うち75歳未満は2名、66.7%、5期以上は5名、うち75歳未満は3名、60.0%となります。

次に、令和4年12月の一斉改選時の委員数は主任児童委員3名を含む58名、男性41名、女性17名、平均年齢は68.1歳、男性69.6歳、女性64.6歳、欠員数は0名で欠員率は0%、一斉改選期退任者の期別について、1期は3名、うち75歳未満は2名、66.7%、2期は6名、うち75歳未満は3名、50.0%、3期は6名、うち75歳未満は1名、16.7%、4期は2名、うち75歳未満は0名で0%、5期以上は1名、うち75歳未満は0名で0%となります。

3点目の令和元年、令和4年の委員の就業状況、男女別人数・割合についてであります。令和元年における委員の就業状況は全体で21名、全委員に占める割合は36.8%、うち男性は15名で男性委員全体の38.5%、女性は6名で女性委員全体の33.3%。続いて、令和4年における委員の就業状況は全体で22名、全委員に占める割合は37.9%、うち男性は18名で男性委員全体の43.9%、女性は4名で女性委員全体の23.5%となっております。

4点目の令和5年直近の委員一人当たりの平均的な活動日数と相談件数については、委員一人当たりの平均活動日数は年間

9月3日、相談件数は約165件となっております。

5点目の担い手不足の現状及び今後の担い手不足の解消策についてですが、改選ごとに退任後の後任者が見つかりにくい現状にあり、その要因としては、健康寿命の延伸や社会情勢から70歳現役社会ともいわれる現在において、働くシニア層が増加しており、民生委員活動に必要な時間を割くことができない方が増えていることや民生委員業務への負担感から担い手不足の状況にあります。

このような状況から、担い手不足の解消策として、幅広い世代の方が活動していただけるよう、地域住民の身近な相談相手として、関係機関へのつなぎ役や地域の見守り役である民生委員の活動内容について理解を深めるための周知啓発を行うとともに、仕事と民生委員活動を両立できる環境づくりが必要であると考えております。

また、新たに民生委員の候補者になる方に対して、負担感がある民生委員業務について、本来の業務内容を正しく説明し、担い手不足の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

6点目の民生委員の活動費についてですが、民生委員の活動に関する経費については、民生委員及び民生委員協議会を円滑に進める目的から、北海道がその費用の一部を負担しています。

本町もこの負担金を活用し、民生委員が各種研修に出席する際の参加費や旅費、委員活動に必要な物品の購入等に充てておりますので、御理解のほどお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） それでは、1点目から順番に再質問をしていきたいと思います。

各地区の自治会より適任者を推薦してもらい、民生委員推薦会で候補者を推薦しているということですが、過去の一斉改選時、平成25年から令和4年の4回の間に自治会から推薦をいただけなかった件数というのは、どの程度あるのか。その場合、町はどのようにして候補者の推薦を行ってきたのか、その辺について御説明いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

前回、約3年前ですけれども、令和4年12月に前回の一斉改選がございました。私は、令和4年から担当させていただきまして、実際に、民生委員の推薦業務をさせていただいたところでございます。

直近の状況だけの話になりますけれども、当初、自治会の方から推薦されたり、現在の委員の方から継続されるかどうかというところ、実際にされないか、するかというところもお答えいただきながら、自治会に推薦しているところでございます。

記憶では、例えば、最初は20名程度、自治会から出せませんというところもあったかと思いますが、その際は、あくまでも自治会から、自治会の総意で民生委員を選出いただきたいという思いで、行政としては推薦依頼をさせていただいているところでございます。ですが、現委員しか担当できないという地区もございますので、その辺は私たち職員で何度かお邪魔させていただいて、慰留をさせていただいた方もいます。

最終的には十二、三名ぐらいが、自治会からの選出が難しいということもありましたので、継続の意向をお願いするとともに、いろいろな関係機関からその地区に適任者がいないかという情報をいただきながら行いました。

前回につきましては、かなりの頻度だったと思いますけれども、足を運ばせていた

だいて、主任児童委員 3 名を含めて 5 8 名、欠員がない状態で一斉改選の事務を終了したところでございます。

以上となります。

○議長（戸澤義典） 6 番上杉晃央さん。

○6 番（上杉晃央） 十二、三名の方に慰留も含めていろいろお願いしてということで、現委員の方が継続してやってくれるという場合はいいのしょうけれども、退任したいと言ったときに、自治会でも人材を推薦することについてなかなか難しいという実情が見えてきました。

これは、令和 4 年だけのですから、今、時間の関係で過去のやつまで聞きませんけれども、美幌町内で初めて美園自治会が自治会を解散するという事態になりました。

来年の一斉改選期に向けて、自治会がなくなったところの対応というのはどのように考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

今、御質問がありました美園自治会でございます。

自治会といたしましては、既に解散を行っておりますが、令和 4 年 1 2 月の段階で、美園自治会地区ということで、現在も委員の方はそのまま継続して、活動していただいております。

実際に、少し動き始めたところがございまして、次回の一斉改選に向けまして、先週 5 日の日に 1 2 月の定例協議会がございました。その際に、現委員の意向の確認書ということで、引き続き継続されるかどうかというところの手続きは、現委員の方々には既にお渡ししているところでございます。

こちらの自治会の取扱いでございますけれども、1 0 月末現在の世帯数でいきますと、旧自治会、美園自治会地区ということで 3 0 1 世帯でございます。こちらの世帯

を、例えば隣の自治会地区、また、別の地区と合わせて定数を一緒にするという考えもあるかと思います。

しかし、これだけ多い世帯数でございますので、基本的には、自治会は現在解散され、ない状態でありますけれども、旧自治会地区ということで、こちらは、現委員の方、地区の関係者と御相談しながら、引き続き 1 名、委員を選出いただきたいというところで現在は考えております。

御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典） 6 番上杉晃央さん。

○6 番（上杉晃央） 来年 1 2 月の改選期に向けて、具体的に今、課長からありましたが、退任する委員の確認とその後の候補者選考をどのようなスケジュールで取り組まれるのか。それと、令和 4 年 1 2 月、前回の改選期に候補者確保のため、町としてこれまで何回ぐらい広報で周知して、住民の皆さんに理解を得られるような努力をしてきたのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

来年 1 2 月の一斉改選に向けたスケジュールという御質問が、1 点目だったかと思います。

先ほどの御答弁と重複する部分がございますが、まず、先週、1 2 月 5 日に開催いたしました定例協議会におきまして、現在の委員、全員に対して継続の意思を確認する意向確認表を各委員へ配付させていただいております。こちらからスタートさせていただいたという流れになるかと思います。

その後のスケジュールの予定でございますけれども、今後は、各自治会に推薦させていただく予定でございます。農村部と市街地区で総会の時期が若干ずれているということもございますので、先行してまず農村地区については、年内に依頼をさせてい

ただきたいと思っております。その後、市街地区につきましては、来年、年明けの2月上旬頃をめどに実際に訪問して、推薦依頼をさせていただきたいと考えております。

自治会全体の候補者の選出につきましては、今の予定でありますけれども、5月の中旬頃を予定してございます。その後、推薦の方が全て出てくる——出てこれない地区もあるかと思っておりますので、先ほど第1回目で御答弁いたしました民生委員の推薦会、こちらについては、6月の中旬頃をめどに1回目の推薦会を開催して、推薦者を確定させていただきたいと思っております。

その後、第2回目、決まらないところの地区が中心かと思っておりますけれども、9月中旬ぐらいには推薦会を開催して、こちらで全ての委員の方を確定させたいと思っております。

国への候補者名簿の提出、現在示されているスケジュールなのですが、こちらは10月の中旬頃と聞いてございますので、こちらのタイミングに間に合うような形で2回目の推薦会を開催して、11月中旬頃に委嘱状の送付を受け、来年12月1日から新しい民生委員の体制を開始したいというスケジュールを考えてございます。

あと、候補につきましては、基本的に地区が限定されているというところもございますので、一斉改選に向けて担い手を探しております的な広報はしておりません。

前回までは、広報ではなく個別に対応していた部分で、担い手、候補者を探しているということでございます。

御答弁は以上となります。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） スケジュールは分かりました。

それで、2点目ですが、男女別の人数とか一斉改選期の在任期間別の状況から感じたことを申し上げたいと思っております。

まず、委員の性別割合ですけれども、平成25年が男性62%、女性38%、令和4年が男性70.7%、女性が29.3%と、女性の比率が下がっています。同時期の全国調査で見ると、男性が37.8%、女性が62.2%となっています。美幌は、女性の委員数が少ないことが分かりましたが、少なくなった理由としてどのようなことが考えられるのかということ、もしこの辺を町で分析とか、そのようなことをしていれば、お答えください。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

女性の委員が全国に比べて本町は少ないという御質問であったかと思っておりますけれども、特に女性が少ないという理由については、深く分析していない状況でございます。

しかしながら、過去の人数を見ても、比較的、地区的な要素、後任者を男性から男性にというところが多いのかなと思っております。過去から継続して男性の比率が多いというところで、男性の比率が高いのかなと分析してございます。よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 先ほど宮崎議員がジェンダーの関係で話しましたが、多様化して複雑化してくる活動をしたときに、やはり女性の委員の割合というのは、非常に大事だと私は思うのです。特に、高齢の世帯というのは単身者が増えて、どちらかというと女性の高齢者が多くなりますから、そのような面でこの辺の男女比率についても、町がそのような方向性をしっかり出しながら、取り組んでほしいなと私は思います。

次に、過去4回の退任時の在任期間別の結果から、1期の退任者で55歳以上の方が3人、2期の75歳以上の方が6人おられます。逆に言えば、初めて民生委員にな

られたときに、年齢要件から1期または2期しか就任できない方を選任せざるを得なくてしているのだと思うのですね。これで見ると、一応、国は75歳という年齢要件を示しているようですから。特に、令和元年に比べて令和4年はその数が2倍になっております。在任期間の短期化が進む傾向になって、これはまさに成り手不足の一つの象徴なのだと思います。

できるだけ3期以上、活動していただくためには、就任時の年齢が66歳以下の方に御協力いただくというのが望ましいと思いますが、現状、そのようなことについてどのように考えられているのか。それと、現在の委員の期別、1期、2期、3期、4期、5期以上の人数がどのようにになっているのかについても、お答えいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

まず、民生委員に最初に就任されたときの年齢、こちらは、66歳以下が望ましいのではないかとこの御質問であったかと思えます。

理想といたしましては66歳以下、比較的若い方を担い手として探せば、その方が継続して2期、3期となると、3期やって75歳以下、3期やって次の方という流れができるかと思います。しかしながら、前回の一斉改選、こちらについても、なかなか担い手が見つからないというところがございます。

当時、欠員が1名あった地区も、途中で退任された地区もございまして、まずは欠員——地区に民生委員の方々がいない地区をなくすことを優先にしましょうというところで、担当としては考えたところがございます。そのようなところで、66歳以下を中心に探したところもございすけれども、地区によっては、関係機関からの情報に基づきまして、この方であれば適任では

ないかというところがあり、一部、今66歳以上で70歳以上の方についても選任されたところがございますので、そちらの選任の経過については、御理解いただければと思います。

それから2点目、現委員の期別ごとの内訳でございます。

現在、欠員はございませんので、主任児童委員3名を含めて58名が民生委員となっております。

任期につきましては、重ねてでございますが、令和4年12月1日から来年、令和7年11月30日までの3年任期となっております。

期別の内訳でございますが、1期の方が19名、2期の方が17名、3期の方が8名、4期の方が5名、5期の方が3名、6期の方が6名、以上が58名の内訳でございます。

答弁は以上でございます。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 欠員にするわけにいかない、これは本当にそのとおりだと思うのですね。

地域の人であれば、民生委員がいないということは大変なことになりますので、その基本は分かります。ですが、特に1期で辞められたら、せっかく顔を覚えていただいて地域の方となじんでいただいて、そこで途切れてしまうのです。その意味で、水上課長が言うように、できるだけ若い世代の人を選んでいただけるような……。

広報については、後ほど質問しますけれども、僕はその辺が十分でないのかなと。いないところだけの話だよという認識は、僕は違うと思うのです。美幌町として民生委員をどれだけ重視して考えているのかということを考えていくと、その辺を質問しますけれども、ちょっと違うのかなと思えました。

全国の民協のいろいろな事例の中で、同じような課題と向き合って——就業者が多

くなって出席率が低下してしまったという民協は、日中ずっとやっていたのだけれど、それでは仕事をしているので駄目だと、日中は出られないということで、委員の中の要望で日中と夜間、交互に定例民協を開催するようにしたのだそうです。それでも、なかなか出席率が改善されないということで、現在は全て夜間開催に切り替えて、それで出席率が92%以上に改善したという事例もありました。その代わり、夜ですから、会議時間は1時間半、美幌は2時間ぐらいやっているのか分かりませんが、夜なので遅くなるということで、守ってやっているということです。

ですから、先ほど言ったように、美幌町も男性の就業率が前回と比べると5.4%増えてきていますから、これからだんだんそのように——70歳就労とかを考えていくと、そのような状況が生まれてきますので、地域事情によるので同じことをやればいいとは思いませんけれども、就業者が増える中で、今後、定例会の開催の変更ということも一つのヒントになるのかなと私は思いました。

ところで、最近の美幌町の出席率というのは、どのようになっているのでしょうか。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

定例会は、基本的には第1木曜日に開催してございます。一部、9月、ふるさと祭りなどのイベントがある場合につきましては、2週目に移しているときがありますけれども、年間を見ますと、やはり夏場、農村地区の委員の方が農作業でどうしても出られないということがございます。平均にいたしますと、出席率は70%程度と認識してございます。

以上でございます。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） この出席率というの

は、過去と比べて就業率が高くなると、どうしても出られない委員さんが増えてくるというのは、やむを得ないことだと私は思うのですけれども、それはだんだん出席率が下がるような状況なのですか。過去と比べてみて、どうなのでしょう。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

1回目の御答弁でもありましたとおり、比較的、前回、前々回からは、働きながら民生委員の活動をされる方が増えてきた傾向——こちらは、全国的な傾向でもございますけれども、本町につきましても同様な傾向があると思われます。それに伴いまして、民生委員活動全てがこちらの定例協議会の出席のみではありません。

例えば、どうしてもやむを得ず、お仕事で都合がつかないですとか、先ほど御答弁させていただいたとおり、農作業でなかなか会議に出られないという方もいるかと思えます。その際には、欠席された方に議案を送付したり、そのようなことが分かるようにしておりますけれども、人数的には、働く世代が増えてきたということがありますので、過去に比べると、若干でありますけれども、出席率は減少傾向にあると認識してございます。

以上でございます。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 4点目の委員一人当たりの活動日数、相談件数、先ほど答弁がありました。これは、令和元年以前と比べて、日数、相談件数というのは増えているのか、減っているのか、その辺の状況をお知らせください。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁いたします。

令和5年度の実績は、平均活動日数が93日、平均活動相談件数が165件という部分で、1回目に御答弁させていただ

ております。

過去の経過を遡って見てみますと、やはり、前期の令和元年以降、コロナ禍が影響しているかと思います。委員の方からお話を聞くと、感染防止ということで、お電話をして訪問しても、今は来なくてもいいですよと、訪問を拒否されるような方も見受けられるということも聞いております。過去3年と比べると、5年度は、若干でありますけれども、減少傾向であると思われます。

以上です。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 次に、5点目の担い手不足の解消策ですが、答弁では、民生委員の活動内容の周知啓発、仕事と民生委員活動の両立ができる環境づくりが必要、負担感のある業務について正しく説明し担い手不足の解消に努めたい、極めて抽象的で何をどうしようかということがよく見えてきません。次の改選期に向けて、この辺を町で具体的にどのような方策を——先ほど言ったように、これから退任する人の地区が分かれば、そこをすんなり自治会で推薦いただければいいのですけれど、いただければ、結局行政の担当者が地域に出向いてということになるので、そのような面でどうなのかなと。これでは、私も何をもって、行政が民生委員の人材確保に取り組むのかということが見えてこないのです。

一般質問に先立ちまして、先日、美幌の民児協の会長、副会長と意見交換をいたしました。その中で、負担感のある業務として見直していただいたというのは、託児業務。各部会2人だったものを——3部会あるので6人を1人にしていただいて3人に減らしていただいたと。あるいは、紙おむつの配達を業者に委託してもらったということです。

行政が、負担感の解消に努めていることは、もちろん認めますけれども、決して負担感が解消されたわけではないと思うので

す。

それで、民間の調査機関が委託を受けて行った民生委員担い手確保の調査研究報告書によると、実際に、市町村アンケートの中では、担い手確保というものが非常に大きな課題となったという項目で、上位となっているものにどのようなものがあるかというと、民生委員の役割業務が負担であるというのが40.4%、高齢者の就労率が高くなり適任者を探しにくい32.8%、民生委員の役割・業務内容が負担である31%、仕事や育児などの理由で時間的余裕のない人が多い27.6%、民生委員の業務が多く負担である26.5%です。ほかに、民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得られにくいとかというものが、民間の研究調査した報告で上がっています。

全国民児連の調査によると、民生委員を知っていますかという調査では、64%が知っているのだそうです。役割や活動内容を知っていますかというのは、僅か5.4%です。

このような実情を、先ほど言った広報も含めて、町はどのように考えられているのか。この辺、町長どうですか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今、いろいろデータを教えていただきました。それで、今後どのように民生委員になっていただく人を推薦していくかということなのですが、従来からのやり方の見直しをせざるを得ないかと思っています。

ただ、従来も皆さんで、まずは自治会にお願いして推薦をもらって、あとは、現任の民生委員の人たちに、地域で誰かいませんかということもお願いしています。もう手を尽くして——最後は職員も待って、最終的にこの地域の推薦が出てこないの、町長としてどうしますかということをお話を相談されますので、手を尽くしているわけなのです。

その中で考えるのは、答弁させていただいた中で、民生委員はこういうこと、こういうこと、こういうことと、やることのイメージがあって、本当に皆さん背中が重いという認識が強いのかなと思っています。この辺は、今は、答弁の中では広報、要はそのようなことをしっかり伝えて、そして、本来のものの中で、もう少し具体的に限定することをしなければいけないかなと思っています。そのことが今、広報等でなかなかという話で、具体的に、一般的に知らしめることもということでは、今言ったように、民生委員の活動が5%というお話があったので、これは、このようなことをしているよということを伝えることと、逆に伝えることによって、こんなに大変だとならないための方策を考えなければいけないと思うのです。

民生委員になりましょうという、皆さん、既成概念があって、本当に大変だと。本当に大変な思いをしているし、何かあれば簡単に、これを民生委員にお願いしたらいいのではないかという発想を変えていかなければいけないとは思っています。

いずれにしても、まずは地域、地域を広げたら地域の周り、そして町全体、総力戦で何とか選任できるような、皆さんと協力し合いをしなければいけないかなと思っています。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 私もこの5.4%というのは、要するに、民生委員という名前だけ分かっていて、何やっているか分からない。というのは、地域で、民生委員の人の訪問を受けたり、相談を受けている人はよく分かっているのですが、それ以外の人というのは、関わりがないから分からない。

そうだとすれば、先ほどから言うように、何を日常的にやっているのかということ若い世代も含めて――民生委員というのは、子供からお年寄りまで、皆さんに関わってこのようなことをいろいろやってい

るのですよという周知が、まず必要でないのかなと。

美幌は、1回だけ欠員になったところも何とか頑張ってこられました。私はこの質問で、振興局にいろいろなデータはありますかとということで問合せしたらないということで、斜網地区長と電話してみたところ、網走市では、定員が106名なのだそうですけれども、ここ二、三期は常に2桁の欠員が生じているということで、深刻な状況であると。あるいは、斜里とか清里も一部、僅かですが欠員があるということです。

美幌も頑張っているのだと思いますけれども、先ほど質問しましたが、そのような中で民生委員の負担感というのは、アンケート調査から見ても負担になっている。民生委員が行う本来業務というか、すべき業務、民生委員でなければならない業務の整理、見直しというのは、していく必要があると私は思います。

先ほど、事例としては、託児のこととか、おむつのことを町も検討して、負担軽減を図っていますけれども、さらに、現在、行政だけではなくて行政以外からも依頼業務がありますが、この辺の削減に向けて見直していく必要性については、いかがですか。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

現在の民生委員の業務の見直しということの御質問だったかと思います。

民生委員の方々の本来の役割というところは、実際に身近な相談相手、地区に必ず身近な存在で相談を受ける、異変があればその場で判断することもありますけれども、基本的には関係機関につないでいただいて、地域の見守り役をするというところが、民生委員しかできない業務かと思っています。こちらについては、先ほど町長からお話がありましたとおり、現在、前回の一

斉改選からいろいろな報告、検証している報告書なども届いております。その中では、やはり民生委員の方々にいろいろな役割が入ってきているということは事実かと思ひます。

しかしながら、本町の場合につきまして、去年、おとしからそのような業務が一気に増えたというところではなくて、学校の見守りですとか、ふるさと祭りの子供横丁の支援ですとか、いろいろなところで民生委員の方々に一生懸命協力していただいて、イベント、それから学校の見守りなどそのようなことがあるので、事故もなく過ごせるという一面もあるかと思ひます。

今、そのような成り手が不足しているというところもございますが、本来業務はもちろん、民生委員の方々にしかできない業務でございます。

例えば今、関係機関からお願い、依頼されている業務、支援的な業務かと思ひますけれども、そのようなものも負担感となっているイメージにつながっているのかなと思ひます。そちらは、今すぐ切り離してしまうと、関係機関の今までやってきた業務がなくなってしまうと、逆に、事故などが起きてしまっても困りますので、依頼元の関係機関と、出る回数を減らすとか、どのぐらい見直しができるかですとか、そのようなところは、協議会の中でも委員の方々に投げかけてみて、どのような見直しが図れるか、その辺は、協議会の中でも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） 私は、民協の会長、副会長と意見交換をしました。

成り手を確保していくという意味で、今、課長が答弁されたように、率直に民協の役員の皆さんと、どの辺が問題なのかということをしつかり意見交換をしていく中で、改善できるものは行政側で——もちろん、そのことによって費用がかかるケース

もあると思うのです。先ほどの託児のこととか、おむつのこととかというのは、誰かがただでやってくれるわけではありませんから。

でも、そのようなことも含めて、各地区で民生委員の欠員が生じないようにしっかりとやっていくという意味で、ぜひこの辺は、今後とも民協の役員の皆さんとしっかりと議論していただきたいと思ひます。

それで、最後になりますけれども、私なりに今回このテーマを取り上げてみて感じたのは、就労が多くなってきているという意味で、これからも働きながら民生委員と両立していくことを考えると、地元企業を訪問して、ぜひ民生委員の選出について——今は、自治会に依頼していますよね。企業は関係ないのですよ。自治会だけをお願いするということなので、何回も繰り返し言っていますけれども、広く民生委員のことについて、多くの企業や町民の皆さんに知っていただくという意味で、地元企業も回って、働きかけや協力をお願いすることも一つかなと。

先ほど1期で辞める委員さんがいらっしゃるということで、新任3年目にフォローアップの研修をしている協議会もあります。というのは、辞めないでほしいですから、先輩の委員の皆さんからそのようなことで研修したりする事例もあります。

それから、世帯数の多い地区に民生委員の活動をサポートする協力員、これも多分、知っていらっしゃると思うのですが、全国町村のデータでは、町村の11.7%が協力員制度を設けている。ですから、まだ9割ぐらいの町村は設けていないのですけれども、例えば、世帯数の多い地区にそのような委員を配置して、何をやるかといったら、見守り活動の補佐だとか、民生委員に代わって資料を配ってもらうだとか、あと地域活動への協力だとか、このようなことを、協力員制度を設けてやっている市町村もあります。

それからもう一つ、何回も広報のことを言いますけれども、民生委員活動を周知、宣伝するために、全国の民児協が作成したユーチューブの動画、私も２種類、見ました。このようなことをやっていますよということを、若い世代の人にも知ってもらうとか、できれば、町で民生委員の活動を紹介するようなことをホームページに載せるとか。

やはり、広報の回数を増やしていく、できれば、自治会だけではなくて、企業訪問も含めて地域に出向いて行って、民生委員活動について丁寧に説明したりする、このようなことも今後の民生委員を発掘することに役立っていくのかなと、私は思います。

まだまだ一部の都市部でしか導入しておりませんが、議会と同じようにタブレットを導入して、これらを活動に生かしていく——訪問したときに、制度はこのような仕組みですよとか、そのようなことを民生委員が支援者に見せたりするとか。あるいは、先ほど言ったどうしても仕事で出られないときにオンラインで、タブレットで会議に参加するとか、このような課題に取り組んでいる自治体もあります。

いずれにしても、地域の見守り役である民生委員に欠員が生じるということになると、美幌町のいわゆる社会的弱者に対する支援が行き届かなくなってしまうと思いますので、今申し上げたようなことを、町長、改選期に向けてできるものは早急に検討した中で、町長の強いリーダーシップでぜひ、全員うまく再任——再任というか、委員を推薦できるような取組を求めたいと思いますが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 民生委員の選任というか、推薦についていろいろ助言をいただきました。お聞きして、その中で、これは本来違うかなと感じるご意見もありまし

た。ただ、地域で社会的——議員からのお話であれば、社会的弱者の人たちをしっかりと支えていくという制度の中では、民生委員制度というものがある以上、欠員がないようにしっかりやる必要があるのかなと思っています。

まずは、民生委員がどのような仕事をしているということを知ってもらう、このようなことはしなければいけないと思うし、進め方なんかにおいても、タブレットとか、オンラインとか、働く人たちに対してどうかという部分というのは、いろいろ時代とともに考えられるものもあるのかなと思っています。

いずれにしても、皆さんでということでは、総力戦でしっかり選ぶということで、皆さんもふだんいろいろ関わる方が多いと思いますので、そのような方々にも、民生委員というのは、それぞれの地域にとって必要な人材なので、協力をしていただきたいというPRもしていただければと思っています。

町というよりも、町長として、この委員制度をしっかり維持できるように努力はしていきたいと考えております。

○議長（戸澤義典） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央） これは、私なりに調べた中で、このような全国の取組ということで、委員の確保について努力しているという事例です。これを全部やれということではなくて、この中から美幌町で取捨選択した中で、必要と思われることは取り組んでいただきたいと思います。

最後に、民生委員の活動費の関係です。

私も電話ヒアリングで調べたところ、道から国の基準に基づいて経費が交付されていますが、美幌町は独自に社会福祉委員を委嘱するということで、報酬を活動費に充てていただいているということです。これは、北網地区だけでは、美幌を含めて2町しかありませんでした。あとは、形態の違う社協からそのようなものが出ているとか

という町村もありましたけれども、美幌町はそのような面で、民生委員の活動に対して支援をするということは評価したいと思います。ですが、何回も話したように、かなり広範囲で複雑多岐にわたる活動量に見合った道からの経費が出ているかという、決して十分だとは私は思っていない。

今、委員一人当たり6万200円ですか、定額25万円というのが道から交付されているようですが、北海道にも民生委員の活動の費用が十分満たされるような増額の要望や、併せて、年間100日近い活動をしている美幌町の皆さんの費用弁償として、これが果たして適正なのかどうかということも含めて、活動量に見合った報酬の見直しなんかを要望して、終わりたいと思います。

○議長（戸澤義典） これで、6番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時35分とします。

午前11時30分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き、会議を開きます。通告順により発言を許します。

3番横山清美さん。

○3番（横山清美） 〔登壇〕 それでは、通告に従いまして、2点について一般質問をさせていただきます。

まず、1点目につきましては、障害福祉対策について、親亡き後に向けた障がい者支援についてであります。

今日、障害者総合支援法や成年後見制度の制定など、障がいのある人の暮らしを支える法律や制度等が整えられつつあります。しかしながら、障がいのある子のいる家庭のうち95%が、親亡き後の子どもの生活に不安を抱えております。

この世に生を受けた者は、いつか必ず死

を迎えます。残念ながら、先に生まれた者ほど先に亡くなる確率が高いことは紛れもない事実ですし、加齢による認知機能の低下や身体の衰えは、誰も避けて通ることができません。

このように、親亡き後というのは、障がいのある方をその保護者である親が支えることができなくなった時以降の問題でもあります。

ある大学の研究グループが行った調査によると、親の9割以上が障がいのある子の老後に不安を持っており、そのうち4割が「親自身が高齢となり障がいのある子の世話をするのが困難になること」、3割が「知的障がいのある子のための住居の問題」を理由として答えております。

このようなことから、美幌町における障がい者のためのショートステイ施設や共同生活介護施設、グループホームの取組と支援について、町長の考えをお伺いします。

2点目につきましては、高齢者対策について、独居高齢者世帯への対応についてであります。

令和6年11月12日、国立社会保障・人口問題研究所が公表した都道府県別の世帯数の将来推計によると、北海道においては、世帯主が65歳以上の高齢世帯のうち一人暮らしの割合が2050年には46.2%に達し、全世帯に占める高齢者の一人暮らしは22.8%で、5世帯に1世帯強が独居になるとのことです。

独り暮らしの高齢者の特有の課題として「日常生活の動作や家事に支障が生じても自力で対処することが難しくなるなど、生活の質の低下、事故やトラブルのリスクが高まること」「家族や友人、地域とのつながりが断たれやすくなることで、孤立や孤独感を感じる」などが挙げられます。このことは、認知症になる可能性を加速させ、介護や医療などの支援につながりにくくなることも考えられます。

また、介護や医療だけではなく、消費者

被害に遭いやすくなる、孤独死の危険性が高まるなど、意思決定の支援や貧困対策、防犯など多くの課題があります。

このようなことから、一人でも安心して地域の中で暮らしていける取組が今以上に必要になると考えますが、独居高齢者世帯特有の課題解決に向けた町長の考えをお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 〔登壇〕 横山議員の御質問に答弁いたします。

障害福祉対策について。

御質問の本町における障がい者のためのショートステイ施設や共同生活介護施設、グループホームの取組と支援に関する考えについてであります。親亡き後問題とは、一般に日常的に親からの支援を受けながら暮らしてきた障がい者が、親の死後、生活上の様々な課題に直面することを指すものであります。

令和6年3月に策定しました第7期美幌町障がい福祉計画及び第3期美幌町障がい児福祉計画のアンケートにおいても、障がい者のグループホームが不足しているとの声が挙げられており、障がい者が生活するための施設整備を行うことは、今後の課題であると認識しているところであります。

現在、町内には3棟のグループホームがありますが、今後の施設整備の必要性など障害者自立支援協議会の中でも意見交換を行っております。

近年、障がいを持つ当事者の高齢化と併せて介護者の高齢化も進んでおり、親亡き後も安心して、住み慣れた地域で生活するための支援を行い、障がい者とその家族だけではなく、地域社会や行政がともに手を携えながら取り組んでいくことが大切であることから、事業実施の受け皿となる民間事業者への働きかけやその際に課題となる施設運営のための人材確保策などについても検討を進めてまいりたいと考えてお

りますので、御理解のほどお願いいたします。

次に、高齢者対策について。

町における独居高齢者世帯特有の課題解決に向けた考えについてですが、町では毎年、75歳以上の独居高齢者で介護保険サービスなどを利用していない高齢者に対し、民生委員の協力の下、訪問の必要がある高齢者を抽出し、地域包括支援センターによる訪問調査を実施しています。

その中で、介護認定の申請や配食サービスの利用につながったケースもあり、また、訪問した時には、特段困り事等がない方をはじめ、75歳以上の高齢者世帯には、包括支援センターの連絡先が表示されているマグネットシートを配布するなど、相談窓口の周知を行っています。

高齢者の社会的な孤立は、様々な問題点があり、少しでもその問題を解決するため、見守りサービスや成年後見制度、介護保険配食サービス等の利用や自治会等による高齢者サロン、地域団体等における一般介護予防教室などへの参加も促していく必要があると考えています。

また、各種サービスを利用していない方や病院等を受診していない方、地域での活動などに参加していない方については、保健師が訪問の上、健康状態や生活上での困り事などを聞き取り、必要な支援につなげていく取り組みも進めております。

高齢化が進展する中、関係機関や自治会、地域団体との連携を図り、引き続き各種取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美） それでは、与えられた時間、まだ50分ほど残っておりますが、ちょうど昼にかかると思いますので、早々に終わらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

したいと思います。

それで、答弁をいただきましたものに対して、いろいろ再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目の障害福祉対策の関係であります。

答弁にも書いておりました障害者自立支援協議会、この開催状況でありますけれども、自分も町のホームページを見ようと思って閲覧をしたのですが、現在、確認ができない状況になっておりました。自分が知る範囲では、令和3年度に年2回開催されたという状況でありましたが、意見交換を行っているという部分でありましたけれども、自立支援協議会の開催状況、それから、その意見交換を行った内容、この辺について、少しお聞かせ願えないかなと思います。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁いたします。

障害者自立支援協議会、こちらは、基本的に上半期、下半期の報告ということで、年2回、開催しているところでございます。

昨年度なのですけれども、こちらの自立支援協議会の小委員会のような位置づけの中で、基本的に、協議会のメンバー、それから当事者の会員の方を含めて……。以前から、町内には、障がい者向けのグループホームが不足ぎみですというアンケート結果もいただいております。それに基づきまして、グループホームの検討委員会のような、正式な組織ではないのですけれども、そちらで昨年は2回ほど、10人程度の委員の方々と、グループホームに向けて、どのようなところの検討が必要かというところを、意見交換しているところでございます。

1回目につきましては、1回目ということもあって、実際に、町内のグループホームの現状などについて意見交換をしまし

た。その後、今年の3月、年度末ちょっと前だったのですけれども、2回目を開催いたしましたして、実際に、近隣で進出されている事業所の方に来ていただきまして、どのような整備手法などで今、新しく進出されているのかというところを聞き取っているところでございます。

開催状況については、以上でございます。

○議長（戸澤義典） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美） 開催内容につきましては、了解いたしました。

それで、先ほど来、答弁がありましたように、町内には、2の社会福祉法人が、それぞれ合わせまして3棟14戸あると、自分なりにも確認をさせていただいております。

それぞれ二つの事業所にいろいろ確認をさせていただいたのですが、一つ、グループホームソング・スマイル、この関係につきましては、現状、待機者が2名いるというお話も聞いてございます。現状、ちょうど5人、5人で入っております、待機者が2人いるということと、年に数回、アンケート調査も実施しております、少なかれ5割から6割が、将来的にはグループホームに入りたいという回答も得ているということでありました。

また、もう一つ、コミュニティーハウスあかりにつきましては4人、現状、これも埋まっているということです。ここも入りたい人がいるという状況なのですが、ただ、今せっぱ詰まっている状況ではないということではありますけれども、まだ軽い方については、現実的にこのような形であると。それと、まだ待機者が2名ということでもありますので、今、早々の問題ではないと思いますが、現状、重い知的障がいの方々が入るところが美幌ではなく、紋別に入っているというお話も聞いています。

そのような重たい方が入るようなグループホームの検討等につきましては、どのよ

うに考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁いたします。

先ほど御答弁したとおり、現在、町内には3棟14戸のグループホームが開設されてございます。

相談の内容、相談事業なのですけれども、現在、北見地域の基幹相談支援センターということで、北見地域定住自立圏の1市4町の枠組みで、ささえーという機関がございまして、こちらにつきましては、グループホームの空き状況などを各施設がこちらのセンターに報告して、今現在どのぐらいのグループホームが空いているかというところを連携しており、在宅で生活をされていましたが、突発的にグループホームに入りたいと、やはりグループホームに入居すると、急遽決まるという事例もあるかと思っております。

こちらのささえーに、近隣の状況をお聞きすると、町内ではないのですが、近隣では、グループホーム、空いている施設が多々あると聞いてございます。例えば、保護者の方、家族の方からそのような相談があった場合につきましては、こちらの広域の基幹相談支援センターに御連絡をいたしまして、現在、入れるところではどのようなところがあるか、自立型ですとか、24時間の包括型とか、いろいろなグループホームがあるかと思っておりますけれども、その辺は随時、空き状況を把握されているかと思っておりますので、連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（戸澤義典） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美） 自分も次に、今の課長の答弁にもありました1市4町でやっています定住自立圏構想、その中で地域生活支援拠点、その部分について状況をお伺いしようかなと思っていましたが、今、答弁

いただきました。

将来的に、空きスペースがあるという部分についての情報確認を、速やかに各市町村へ情報提供していただくこともさることながら、やはり、もっともっと増える可能性があるということを考えたときに、美幌町単独で造るということではなくて、1市4町の定住自立圏構想で共同して造る。そして、それを美幌に持ってくるのですとか、北見市に持ってくるのだとか、そのような考え方も今後進める必要性があるのではないかと思います、その辺の考え方についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁いたします。

先ほど御答弁いたしました障害者自立支援協議会、こちらは、基本的に町単独で、それぞれの自治体関係者を構成員といたしまして、障がい者の生活環境を整えるための協議会が設立されているところでございます。1市4町の中では、現在、置戸町がまだ正式な協議会ではなく、準備会というところであります。もちろん、単独で協議会を行うことが大事ということはありませんけれども、その町の支援の確認などもございます。

最近になりまして、北見地域1市4町の枠組みの中で、広域で自立支援協議会を開設してはどうかと、まだ正式な設立には至っていないのですが、今後そのような話合いがあります。

もし、そのような広域の協議会ができれば、議員からお話がありましたとおり、広域でどのような施設が不足されているかとか、どのような資源が不足されているかですとか、各担当者が不足しているものを意見交換しながら、どのような整備の仕方ができるかですとか、そのようなお話はできるかと思っております。

現在のところ、進行中ではございますけれども、そのようなところで動いていると

ころでございます。

以上でございます。

○議長（戸澤義典） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美） ぜひ、そのような形で早い段階、速やかに物事を進めていっていただける方向で、種々検討していただければと思います。

先ほど来、1市4町という形で、共同でという話もさせていただいたところでもあります。逆に、美幌町単独の考え方について。

今現在はないわけではありますが、昔、旧美中の横に美瑛福祉寮、いわゆるケアつき福祉公営住宅というものがあって、この関係について、公営住宅の建て替え云々という問題もいろいろあろうかなと思います。その辺の建て替えをしたときに、このようなケアつきの福祉公営住宅、1棟であれば1棟、その辺を組み入れるという考え方が成り立たないのかどうか、その辺の考えもお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 建設部長。

○建設部長（遠國 求） 現在の公営住宅等長寿命化計画の中には、そのようなものは盛り込まれていないという状況でございます。

○議長（戸澤義典） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美） その辺は、自分も十分承知しながらお話をさせていただいているわけですが、昔というか、自分が前職でいたところでも、町に対する要望事項の中に、やはり将来的に親亡き後を含めた、そのような方々が入れる公営住宅の要望もさせていただいたのは、事実であります。また、そのときの答弁というか、アンサーについても、現状は考えていないという答えでありました。

今、このような状況の中で、再度その辺の話が浮上してきているのか、もしくは、その辺の議題というか、何かしらそのような言葉が出てきているのかという確認の意味も含めて質問させていただいたところで

あります。現状、思えないということであれば、今後、先ほど来の1市4町の中で、不足している施設について、いろいろ検討していただく方向性を持っていただければと思います。

それと、今度は別件ですが、障がい者の家族、親が亡くなった後も、その障がい者が安全安心に過ごせるまちを実現するためにということでもあります。

昨日、稲垣議員がエンディングノートのお話をされたと思いますが、エンディングノートとは若干違うのですけれども、この親亡き後、障がい者の家族にも、一般社団法人日本相続知財センター発行の「親心の記録」というノートが現実的にあります。

これは、ホームページを開いていただければ、無料でダウンロードできるような形になっておりまして、障がいのある子のために何を書き残すか、要は、親目線でのエンディングノートということで「親心の記録」というものがあります。障がいを持つ子供が親亡き後の人生を安心して全うできるようにということで、そのようなノートも現実的にあるわけであります。

昨日のエンディングノートを含めまして、二つの社会福祉法人以外にも、障がい者を持つ家族の方々に対しまして、普及啓発に努めることによって、安心して子供を残していけるという部分があろうかなと思います。その辺の普及ですとか、その辺をスムーズに運ぶ対策として、昨日の稲垣議員のお話同様であります。町はどのように考えているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

今、御提案のありました「親心の記録」というノートでございますけれども、実際に、今は、支援があるので在宅をされていて、何事もなく過ごされている方も町内にはいらっしゃるかと思います。しかし、心

配することもたくさんありますので、できるところから手がけることが大事なと思います。

まずは、障がい者関係の会議ですとか、意見交換する懇話会ですとか、そのような機会もございますので、今、教えていただいたものをそのようなところでお配りすることで、周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（戸澤義典） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美） 今、課長が答弁されたように、自分も二つの法人に聞き取りをしましたが、親もまだせっぱ詰まっていないという状況で、そこまで考えられていないから、今は在宅をしているというのが実情らしいです。

やはり、二つの社会福祉法人も心配しているのは、現状はいいのだけれど、明日どうなるかということを、親の方々にも心配していただければならないということも申ししておりました。

今、課長が答弁されましたように、ぜひ、早い段階で情報を提供していただけるような形で臨んでいただければと思います。

それでは、二つ目の高齢者対策の関係につきまして、再質問をさせていただこうかと思います。

自分のいる自治会は元町自治会で、各部長・課長もたくさん住んでおられますが、その中に、名前を出してあれですけど、自治会長もやっておりました太田さんという方がいて、ほぼ毎日、365日と言っていいほど、昼夜2回、見守りをしているという状況です。非常に助かっているのも現状でありますし、その見守りの中で、やはり異変を感じて、そして救ったというケースも多々あります。

先ほど来、上杉議員から民生委員の成り手不足とありましたが、やはり、民生委員でなくても、このような見守りができるよ

うな人材を今後つくっていく必要があるのかなと思います。

民生委員以外の対策として、町で何かそのようなことを考えるということは、答弁の中には一部書いておりましたが、今後の人材の絡みも含めて、何か考えがありましたらお聞かせ願えないかなと思います。

○議長（戸澤義典） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行） ただいまの御質問に御答弁したいと思います。

人材育成につきましては、大変難しい問題があると、皆さんも既に御承知のことかと思えます。

これから、人口減少の中、また少子高齢化ということで、やはり見守る方々が自然と年をとっていかれる、そのような中で、新たに見守っていただける活動をしていただける方というのを養成といいますか、発掘といいますか、していかなければならないとは思っております。

なかなかこれだという手はないのですが、一つ、認知症高齢者の関係でサポーター制度がございます。そのようなものを参考にしながら、認知症に限らず、一般の高齢者を見守っていただくということの周知などもしていければと考えているところでございます。

○議長（戸澤義典） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美） 今のサポーター制度の関係であります。自分も何から何まで公的サービスで町がということは全く考えておらず、保健師さんも当然、数人いらっしゃると思いますけれども、その方々で日々どうのこうのということは、非常に難しい状況だと理解いたしております。その上で、民生委員という違った立場で、各自治会にそのようなサポーター制度をもっともっと普及していくべきだと思うのですね。

当然、その成り手も高齢化してきているという部分なので、先ほどの民生委員の絡みで就業という部分、今、65、70まで

働くという状況の中で、確かにサポーターになる人たちというのは、なかなか難しいということも当然、理解しております。ただ、サポーター制度というのは、非常にいい制度だと自分は思いますので、その辺の普及を大々的に、各自治会、自治会連合会含めて、その辺と協議しながら設置するという方向性に何とか持っていただければと思います。

そのサポーター制度、独居見守りということもさることながら、まずは、その独居をいかに外に出すかということが問題であります。それは、介護にもならない、認知にもならないという部分でありますので、独居で家に引きこもるのではなくて、いかに外に出すかという方策も今後考えていかなければならないと思っております。

それぞれの自治会にサロンがあったり、シニアクラブというものがあるところも多々あります。しかしながら、全ての自治会にあるという認識はしていませんので、できるだけ早い段階で、自治会にそのような制度を何らかの形でつくり上げるという部分と、そのような場をつくり上げていかなければならないのではないかと考えております。

それで、今、北海道が推奨している共生型地域福祉拠点という考え方があるのかなと思うのですが、現状、2023年度時点で、道内179市町村全てにあり、417拠点があるということです。美幌も調べますと、先ほどのグループホームでありますコミュニティーハウスあかりとひまわりの家というのが、その拠点になっているらしいのですけれど、よくよく調べますと、この共生型地域福祉拠点というのは、高齢者であり、障がい者であり、子供であり、全てが盛り込まれている場をつくるということでもあります。

今現状、この二つの拠点が、本当にマッチングしているのかということを考えたときに、木村議員の子供の遊び場も含めてで

すが、やはりそのような場をつくらなければならないのではないかなと思いますけれども、その辺の考え方がもしあれば、少しお話をいただければと思います。

○議長（戸澤義典） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行） 共生型地域福祉拠点ということで、今、例示いただいたのは、障がい者がメインの場所だと思います。

質問いただいたとおり、全ての人々がというところでいけば、私どもの守備範囲でいけば、前回の一般質問にもありました重層的支援というものが、そのような取組ができる制度なのかなと思います。ただ、そのために専門職を育成したりしながら、拠点自体の運営をする人、人と財源という問題もございまして、はい、すぐにやりますという御答弁にはならないものでもございます。

また、役場単独でやれるものでもございませんので、関係機関と協議もしながら、そのような拠点づくりをどうするかという議論を今後していかなければ、その答えは出ないという状況にございます。

○議長（戸澤義典） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美） 今現状の少子高齢化を考えると、少子は別としましても高齢化を考えたときに、現実的に1年後、2年後という話ではないと思うのですね。やはり、日々、明日あさってという問題につながってくると思いますので、早い段階でそれらの検討をしていただければという方向に持っていっていただければと思います。

それと、先般、町の12月広報の中に、ちょうど高齢者等の見守り事業という冊子が入れられていたと思うのです。これで十二分に、今回、自分が一般質問した中でも、このような形があるということは当然、理解させていただいておりますし、これを見た方につきましても、多分、それなりの理解はしていただければと思っております。

おります。

戻りますけれど、美園自治会が解散されたという部分で、町の広報の問題にもつながってくるのですが、基本的には、美園自治会が解散されたことによって、町の広報が配布されない。その方々につきましては、役場に取りに来ていただきたい、それから、大手スーパーだとか含めていろいろなところに置いてある部分へ取りに行きなさい、多分、そのような姿勢だと思うのですよね。ただ、車を持っている、歩けるという方々については、それが十二分に可能でしょうが、そうでない方を考えると、せっかくこのようないいものを広報に入れたにもかかわらず、手に届かないというのが現状だと思うのですね。

ですから、そこを考えたときに、今までは、美園自治会にも広報配布に対する助成金が少なからずあったと思うのですが、助成金がなくなったということではなくて、その助成金をうまく有効活用して、地元の新聞社にお願いして、その自治会に広報を配布してもらうとか、そのような手法も考えられるのではないかと思います。その辺の考え方について……（議長から「横山議員、それはちょっと趣旨が違うと思いますので、独居高齢者に焦点を当てて質問願います」と発言あり）分かりました。

いや、あくまでも独居高齢者にこのような情報が伝わらないということで、では、その伝わる方法、美園自治会にいる方々にどう渡されるのかということの提案を、そのような形でさせていただいた部分がありますので、その辺でもし答えられる部分がありましたら、お答えをいただきたいなと思います。

○議長（戸澤義典） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行） 議員御指摘のとおり、美園自治会におきましては、自治会が解散されて、今言われたとおりの問題が起きていると認識しております。ただ、現状、直接私どもで独居高齢者の方に

何かを送るということは、全庁的にもしてないということもございますので、現段階では、そこはやれていません。御提案のあった情報誌を配布する方々に御依頼するとか、そのようなことの検討は、今後していきたいと思っております。

ただ配布するだけで分かるもの、あるいは、分からないものもございますし、訪問しなければいけない大事なことであったり、そのようなものもございます。そこは、ものによって判断させていただきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（戸澤義典） 3番横山清美さん。

○3番（横山清美） ぜひ、そのような方々にも当たるような方向性をよろしくお願いしたいというか、検討していただきたいと思います。

最後に、これは町長にお伺いしたい部分であります。

町長の選挙公約、1期目と2期目がありまして、1期目の公約並びに町長の重点政策として考えている中に、高齢者福祉の充実、小規模多機能型居宅介護施設等の整備というものがありませんでしたが、2期目の町長の重点政策の中にはその文言がなく、在宅高齢者への支援、新規事業という形で名称が変わりながら出ております。

町長の1期目と2期目で、この辺の文言がなくなった考え方を最後に聞いて終わりたいと思いますが、町長、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今、御質問いただいたことについて、1期目については、民間の施設が美幌に参入いただけるという話が順調に進んで、今、教職員住宅の横のところに完成したということから、一つの目的が終わったということで除きました。今後の部分については、在宅というか、家にいらっしゃる方をどうするかということは考えなければいけないかなと思っております。

それで、先ほどの障がいの方々の部分にも触れれば、担当から広域でやるべきだという部分と、町として、私もグループホームの方と懇談した中で、結構若い方々に「町長、グループホームを造って」と言われて、これは、何とか努力していかなければいけないかなと思っています。

今、高齢の单身の方々という話で、先ほど、町で広報に入れたものが非常に素晴らしいということで、お褒めいただきました。それをどう伝えるかというのは、担当はなかなかという話ではあるのですが、もし、そのようなものを配るとするならば、タイミングとしてすぐは無理としても、今回、答弁に書かせていただきましたが、民生委員さんに配るということではなくて、何か訪問するときこのようなものをお渡しするとか、保健師も回っていますので、保健師の方々がそのようなものをお渡しするということができるタイミングはあるのかなと思っています。

できるだけ渡すような、特に、单身でおられる高齢者というのは、やはり情報も入ってこないということで、どう関わるかということをこれから考えなければいけないかなと思っています。思いとしては、たくさんあるのです。担当もそれなりにいろいろ思いは、こうしてはどうだと言ってくれて、それを具体的に……。

今までやっている部分については、しっかりと補強して、今以上な施策として進めたいですし、自分がこう考えているとよく言っているのは、これからの人口減少社会において一番問題になるのが、若い方々それから女性の方々というものもあるのですが、今いる高齢の方々が、しっかりと元気で長生きをして役割を持ってもらう反面、逆に、こもりがちな人たちをどう引き出して、皆さんの輪の中に入れて、満足した人生を送ってもらうということが大事だと思います。その辺はできるだけ早く、自分の思いと、それから、担当、関係者と協

議して、スピード感を持って、できる施策の実施をするように努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） これで、3番横山清美さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時30分とします。

午後0時19分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩）〔登壇〕 それでは、先に通告しています一般質問に入りたいと思います。大きく2点ありますので、よろしくお願いします。

まず1点目、財政運営についてであります。

103万円の壁引上げによる財政への影響についてと、美幌町DX推進計画についての2本であります。

103万円の壁引上げによる財政への影響について。

現在、国では、103万円の壁を引き上げる方向で協議がされております。働く方にとっては納税額が減り、手取りが増えることとなりますので大変喜ばしいことであり、また、働き控えが減り、企業の人手不足解消にもつながるとも期待されております。

一方、政府試算によると、178万円に引き上げた場合、年間税収は、国と地方で計7兆円から8兆円ほど減少するとされており、このうち地方自治体の自主財源となる個人住民税は、4兆円ほど減少すると見込まれ、住民サービスの低下や財政破綻を招くとの懸念も出ています。

これらのことから、次の3点について伺います。

①、仮に、103万円の壁が178万円

に引き上げられた場合、美幌町の住民税及び地方交付税の減額は幾ら程度と試算しているのか、お聞かせ願います。

②、全国知事会や全国市長会においては、地方税財源に影響を及ぼすことのないよう国に求めています、その成果についての現状をお聞かせ願います。

③、地方税財源に影響が出た場合、基金の取崩しによる財源確保、あるいは予算規模の縮小などが考えられますが、どのように対応を講じる予定なのかお聞かせ願います。

二つ目、美幌町DX推進計画についてであります。

美幌町においては、国で定めたデジタル社会形成基本法の各種計画や総務省自治体DX推進計画の各種要請を踏まえ、令和3年11月に美幌町DX推進計画を作成しており、国の標準仕様に準拠したシステムへの移行とガバメントクラウドの活用を行うことで、電算システム運用経費の削減を目指すとされておりますが、次の2点について伺います。

①、現在までの進捗状況について、お聞かせ願います。

②、保有システムの除去や保守メンテナンス費用の削減などの財政効果及び効果額についてお聞かせ願います。

続きまして、2点目、建設行政について、住宅リフォーム促進補助事業についてであります。

美幌町においては、町民が安心して暮らすための居住環境の整備を促進するとともに、環境負荷の低減及び地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅のリフォーム工事に要する費用の一部に補助金を交付する住宅リフォーム促進補助事業を平成23年度より実施しており、令和5年度からは補助対象工事費を従来の50万円以上から30万円以上に引下げ、さらに、最後の利用から5年以上経過した場合は、リフォーム補助事業の再度利用が可能となるよ

う制度改正を行っておりますが、次の2点について伺います。

令和4年度、令和5年度及び令和6年度11月末現在における申込件数、工事費の総額についてお聞かせ願います。

町民ニーズをどのように検証し、検証結果に基づきどのように対応されているのかお聞かせ願います。

また、当該補助事業は町内業者にとって需要が見込まれる安定した政策であり、特に近年は、建築資材の高騰などの影響により一戸建ての新設住宅着工件数が減少する中において、非常に効果の高い事業であると考えますが、次の2点について伺います。

予算額を超えた場合、過去に補正予算を計上し対応したことがあります、今年度において補正予算を計上しない理由についてお聞かせ願います。

当該補助事業の目的の一つである地域経済の活性化を図る上からも、当初予算額に達した以降も補正予算を計上し住民ニーズに応えるべきと考えますが、次年度以降の対応についての考えをお聞かせ願います。

以上、大きく2点、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 〔登壇〕 松浦議員の御質問に答弁いたします。

財政運営について。

1点目の103万円の壁が178万円に引き上げられた場合の美幌町の住民税及び地方交付税の減少見込額についてですが、11月22日に閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において、103万円の壁については、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げるとされており、その制度内容によって減少見込額は大きく増減しますが、最大の影響が見込まれる基礎控除額の引き上げで試算した場合、町民税の減少額は約3億7,000万円となります。

一方、地方交付税につきましては、行政運営に必要な経費を積み上げた基準財政需要額から、地方税や交付金の75%相当額などを積み上げた基準財政収入額を差し引いた不足額が普通交付税として国から交付されることから、現行の交付税算定ルールに基づくと、町民税減少分の75%が普通交付税として措置されるため、交付税としては約2億8,000万円の増額となり、総じて町の歳入全体の減少額は、町民税減少見込みに対する25%の約9,000万円と試算しているところであります。

2点目の、全国知事会や全国市長会における要望活動の成果についてであります。11月27日に開催された国と地方の協議の場において、地方六団体より地方財政への影響に係る要望活動が行われ、国においては、現在も議論が進められておりますが、今後も必要な行政サービスを提供していくためには、地方への財政措置が重要であると認識しておりますので、引き続き、国の動向を注視して参りたいと考えております。

3点目の地方税財源に影響が出た場合の対応策であります。基本的には、国における制度改正による地方財政への影響は、国が責任をもって対応するべきと考えますが、仮に、町の財政運営に影響が出ると推測される場合は、歳入規模に見合った行政サービスの提供を進めていく必要があると考えているところであります。

いずれにしても町民生活に支障のないよう持続可能な行政サービスを提供するため、財政の健全化に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、美幌町DX推進計画についてであります。

1点目の国の標準仕様に準拠したシステムへの移行に係る現在までの進捗状況ですが、全国の自治体で実施しているシステム標準化は、令和5年9月に閣議決定した地方公共団体情報システム標準化基本方針に

より令和7年度末までに行うこととされており、本町におきましても予定どおり進捗し、令和7年度末までの切り替えを行うことができる見込みとなっております。

2点目の保有システムの除去や保守メンテナンス費用の削減などの財政効果及び効果額についてですが、まず、保有システムの除去については、現行で使用しておりますサーバーシステムは、LG-WANシステムやインターネット環境及びファイルサーバーなどのバックアップサーバーとして引き続き利用をすることとしており、ガバメントクラウド移行に伴う除去はございません。

次に、保守メンテナンスについてですが、システム利用料は、現行費用が年額約736万4,000円なのに対し、令和8年からの費用は年額約5,416万8,000円が見込まれ、7倍以上の額となっております。美幌町と同等のシステムを使用している他自治体も同じ状況となっておりと確認しており、標準化に対応するシステムの開発費用が運用費用に転嫁されていることが高額となった要因とされております。

国は、移行に係る費用については国が負担すると明言しており、システム利用料に転嫁された開発費用についても国が負担を行うよう、現在、全国知事会や全国町村会などから要望をしている状況であります。

続いて、ハード利用料は、前回更新には総額約1,559万7,000円、今回の更新時には、総額約1,454万1,000円で105万6,000円の減となっておりますが、新たにガバメントクラウドに接続し利用する費用が年間3,120万9,000円、別途発生する見込みであります。当初、国が見込んでいたハードの更新に係る削減イメージは3割と言われておりましたが、実際には費用が上昇している状況となっております。

しかし、クラウド化には、費用面以外の

利点もあります。ガバメントクラウドへの移行は、システム標準化などの取組を全国的に合わせて行うことにより、市町村や各府省庁などとスムーズにデータをやり取りすることで、行政サービスをデジタルで優しく便利なものにしていくのが目的です。その下準備として、当町においてもガバメントクラウドと標準化システムへの円滑な移行を行うべく進めているところで、よろしくお願いいたします。

次に、建設行政について。

住宅リフォーム促進補助事業についてですが、御質問の令和4年度から令和6年度11月末現在の申込件数及び工事費の総額の実績につきましては、令和4年度は、申込件数93件、工事費2億5,610万2,000円、令和5年度は、申込件数117件、工事費2億7,305万2,000円、令和6年度11月末現在は、申込件数105件、工事費2億5,441万9,000円となっております。

2点目の町民ニーズの検証についてですが、住宅リフォーム促進事業の利用者及び施工を行った事業者にアンケートを実施し、制度に係るご要望やご意見を記載いただき、その結果を踏まえまして、より使いやすい制度となるよう見直しを行っております。

次に、予算を超過した場合の補正対応についてですが、平成23年の制度開始から令和2年度までは、事前に制度の利用申し込みを受け付け、抽選により申請者を選定する方法としており、平成26年度までは、抽選に漏れてしまった方を対象とできるよう、6月定例会において予算の補正を行っていましたが、平成27年度から令和2年度までの間は、事前申込者の予定補助金額が予算内であったことから予算の補正は行っておりません。

令和3年度からは、事前申し込みを行うことなく、年度当初から随時申請を受け付け、事業開始より多くのご要望がありまし

た年度途中に必要な工事についても申請を行うことができるよう、利用者のニーズに合わせた制度に変更を行っております。

今年度は、9月24日に予算に達し申請受付を終了しましたが、予算の補正に要する期間のほか、資材の納期、施工期間を考慮すると2月28日までの工事完了が難しい時期になることから、予算の補正を行いませんでした。

来年度につきましては、地域経済の活性化に寄与する経済効果の高い事業であることから、事業継続に向け努力したいと考えており、これまでと同様に広報やホームページによる制度の周知に併せて予算残額をお知らせすることとし、期限内に事業完了することができる時期に予算に達した場合には、予算の補正について検討してまいりたいと考えております。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦 和浩） それでは、大きく一つ目の103万円の壁のところについて、町長と議論したいなと思います。

この103万円の壁について、国の方向性だとか、まだ決まっていませんけれど、地方自治体だとかいろいろな知事会、あとは、経済学者、財政に詳しい方からいろいろなコメントが出ていましたよね。大きく三つになっているのです。

まず、103万円の壁、178万円にすることによって所得税——国に入る所得税が減額になるということで、地方交付税が今18兆円ありますけれど、そのうちの33%に当たる部分は、所得税から計算されています。この所得税が減収になるというのは、大体3兆円から4兆円。そうすると交付税が減るのですよね。美幌町に来る交付税44億円のうち、計算すると約34億円ぐらいになるのですよ。

答弁では、従来の計算では、地方税が減った場合、財政措置で交付税が来ると言っ

ていますけれど、今回の計算では、この交付税がないので、地方交付税が減額になるということで、いろいろな知事会で騒ぎになっているというのが現状です。

ですから、美幌町の今回の答弁では、従来のと書いていますけれど、実際、ここで同じように交付税の財源措置がおかしくなったときに、美幌町に来る４４億円が、私の計算だと７億円から３億円のどれかぐらい減少すると思うのですが、その辺についてはどのように考えておりますか。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） ただいまの松浦議員の御質問でございますが、私としても同様の心配というか、今現在、考えているところでございます。ただ、地方交付税につきましては、そもそも地方自治法の中で、国は地方が行う行政に関して必要な財源については、必要な措置を講じなければならないと定められておりますし、地方財政法の中でも、同様のことが定められております。また、地方交付税法第１条の中におきましても、地方行政の計画的な運営を保障するということがしっかりと書かれております。

今、所得税なりが減額になったときは、３３．１％が減るという計算になりますけれども、全国町村会ですとかが要望しているとおりに、単純にそのまま減った額が交付されるとは考えていないというか、きっと何らかの借入れをするなり、実際に所得税まで影響が起きるようなことがあったときには、交付税としてきちんと国が措置すべきものだと、今の時点では考えております。よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典） １２番松浦和浩さん。

○１２番（松浦 和浩） 今、部長が言ったのは従来までの考えであって、今回の措置の中では、各都道府県もそうならないだろうと、財源がなくなる以上は、地方交付税が減るという前提で、国に対して要望を

上げているのです。ですから、楽観して、僕はその数字が来ると思えない。３３％減るのではなくて総額の３３％ですから、所得税が大体７兆円ぐらい減額になるのです。その中の３３％だと４兆円なのですよね。そうすると、完全に措置される交付税がなくなるということが、まず１点だと思っています。

それと、２点目の住民税については、ここに記載のとおりです。私は、２億円ぐらい減税になるかなと思っていたら、３億円を超えると。美幌町の住民税は、地方税のうち約１１億円ぐらいでしたか。そうすると、完全に３０％近く減収になる。自由に使えるはずの地方税が３億円減収となると、美幌町の財政運営について、大きな流れが出てしまうのかなと。自由に使えないのですから。

さらに、先ほど言った交付税措置がままたらななかった場合、美幌でいうと、次年度は７億円近く減収になると。国は、自民党はどうにかしたいと。ただ、連立を組まないであろうが協力してくれている党が、これを強行的にまだ下げていませんので、どうなるか分からないと。

私は、最悪の場合を想定して、財政運営計画が相当厳しくなるという前提で、今回は質問しました。また、論評の中で——先ほど言った三つの論評の中で、今の減額になるというのが大きな論評の一つで、二つ目の論評は、それこそ地方の地方税を一生懸命稼いでいる町は影響ないと。

これから地方の生き残りは、地方税をしっかり取るべきだという経済学者もいます。これこそが国からの脱却になりますので、それを各地方で。できる地方とできない地方があるけれど、これは地方自治体の考え方だという論評も一つ。

あと、三つ目の論評は、今、部長が言ったとおり、もともと交付税措置するというのは、この措置は恒久的にやるべきだと。今は、恒久的でないという論評なので

すよ。これを恒久化することによって、国の支援が必要だと。なおかつ、その中で懸念されているのが、財源が減った場合、臨時財政対策債、これも組めると。この対策債も、美幌町が国に言われて組んだとしても、対策債の財源は交付税ですから、入ってくる交付税がなければ、この対策債を組んでも美幌町に来る交付税の中に入っているかどうか分からない。

ですから、今回、とある党の考え方——答えは出ていないけれど、地方に対して交付税と地方税は相当影響があると。いつ答えが出るのかということこれからだということなのですけれど、私は、どちらにしても、美幌町の財政計画において、大きな減収は間違いないのかなということを考えて、この数字をまず整理したいと思います。

それで、2点目に入ってしまいます。

2点目は、たまたま僕も体を壊しまして、ゆっくりしているときにネット等を見ていると、町村会でも、国に対して要望を上げたという論評がありました。知事会だとか、いろいろな団体がありますけれど、全国の町村会でも国に要望を上げたということで、しっかり地方からも声を上げないといけなと、ネットを見ていました。

それで、今回、美幌町長として、このオホーツク管内も含めて、町村の首長さんの中で、このような地方税に影響があるということに対して、どのような論議がされているのか、あればお願いします。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） ただいまの質問でありますけれども、実際、首長たちがオホーツク管内の中でそのような論議をされているかということ、されてはいません。ただ、会うたびに、それぞれの試算として、今、国が大きく示しているもの、それから、当然、北海道も問われているので、北海道に行ったときもこれぐらいですよという話はします。

そして、先ほど1番目の最初という話ですけれど、これも見解の違いであって、先ほど松浦議員は国の支援と言いましたが、私たちは国の支援というよりも、当然、それはもらって当たり前だという考えなのですね。国と地方が上下関係でないと言っている中において。ですから、それぞれの首長たちがおかしいよと、それは責任持って、従来どおりの形を減らさないようなことをしっかりやるべきだと思っています。

これは、どのようなことがあったとしても、地方として団結して、それは都道府県も含めて、あと市町村も全部協力して、私どもは、地域の方々が不利になることだけは絶対にさせないという強い意志を持っております。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦 和浩） 実は、この形を提案している政党が、今回大きく議席を伸ばしたということで、政権与党に近いという論評になっています。今、町長の答弁の中で、103万円の壁を廃止すべきだといった党に対しても、何らかのリアクションはしているのでしょうか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 私の立場では、そのようなリアクションをしていません。ただ、これはそれぞれ役割分担がしっかりされておりますので、当然、町村会といえ、全国町村会の中の役割があるし、北海道の町村会もあります。

ですから、そのような中にいるとき、どのような形をしているという話までは、正直言って今の段階では、私は理解していません。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦 和浩） なかなか厳しい質問なのですが、今回、秋の衆議院選挙がありまして、政権与党の一党が相当数の議席を失ったということと、あと、オホ

一ツク管内からは、立憲民主党から出た議員さんも比例で復活して、国会議員になったということで、1人から2人になった。なおかつ、北海道含めて全国の中では、今言った103万円の壁を撤廃するところに対して、国民の支持が圧倒的に多かったとなると、我が町、美幌町も含めて、私たちも含めて、今、政権与党の第1党でなくて、その他の党にもしっかり地域の声を上げなければ、どうにもならなくなるのかなと。

十数年ぶり、約20年ぶりに1党だけでの政権与党でなくなったということは、日本の政治にとってもすごいことだと思うのです。当然、今までの1党による財政措置だとか、予算措置もかなわなくなると危惧されたからこそ、先ほど言った一つ目の大きな流れの中の知事会の中でも、完全に交付税が減るのではなかろうかと危惧されているというのは、政治の流れで間違いないと思うのです。その流れをどうにか断ち切る努力をもっとしなければいけないのかなと。

私は、町長が大変かは知らないですけど、地方——オホーツクというのは、人口も少なくなっているし、自主財源の地方税が減額になっているではないですか。この中で、交付税まで減額になると、本当に地域の行政サービスがきつくなることが目の前に来ているのかなと思います。ぜひ、その辺について、再度、町長にお願いしたいのですけれど、管内の首長さんたちが集まりまして、しっかり要請行動するくらいの時期にあるのではないかなと思うのですが、町長どうでしょうか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 交付税だけではなくて、今回の選挙によって、国会議員の構成、特に衆議院の構成が変わったことによって、当然、私どもが関わる先生方——先生方というのはおかしいですね、代議士の方々も変わってきている。選挙後について

は、正直言って、前もそうですけれど、オホーツクもそうですし、北海道で私も要望に行っているときには、差別なく全部言っています。ですから、誰が変わろうが、どのようなだろうが、私どもの地域としてお願いすることについては、政権与党だけしか行っていないとか、そのようなことはしていません。

今、言われたことについては、私が直接行くことがあれば、それはしっかりと地域の実態というか、状況を理解していただいた中で、皆さんにとってということは、この地域が不利になるようなことがないように努力する必要があると考えております。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦 和浩） ぜひ、町長の努力を期待しております。

それで、3点目の中に、もし影響があった場合、基金の取崩しをするのか、予算規模縮小なのかということを書いていました。答弁の中に、予算規模に見合った行政サービスを進めていくと。予算規模に見合うというよりは、今の行政サービスを下げないためにどうするのかだと思うのですけれど、最低限、今のサービスを維持するというを前提に検討に入った場合、先月で財調が18億円ですか、残っている基金です。

万が一の場合、1年、2年、財調からの億単位の取崩しでもって、財政サービスの低下を防ぐとか、そのようなことも可能かなと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） ただいまの御質問でございますが、基本的に、地方公共団体というのは、歳入の額は毎年、決まった額しか入ってきません。要は、歳入の額を伸ばすというのはなかなか……。例えば、ふるさと納税とかありますけれども、それ以外のほとんどが税と交付税に頼っている

ところでありますので、歳入に見合った行政サービスをしていかないと、基金を繰入れしてという財政運営をしていったところで、いつかは基金がなくなってしまう。ですので、歳入に見合った行政サービスというものを併せて考えていかなければならないと考えております。

それで、今言われた歳入についても、もちろんそうなのですが、以前からお話ししておりますとおり、美幌町は、財政運営計画を一度つくった後も、例えば大型事業等があったときには見直しをしますという御説明もさせていただいております。

今現在、例えば義務教育学校の関係ですか、ごみの広域化、そのような大型事業等の歳出についても取り入れた財政運営計画まで、実際にはまだ策定できておりません。歳入はもちろんですが、歳出もそのようなものがはっきりした時点で組入れた中で、将来的に持続可能な財政運営ができるような財政計画を策定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦 和浩） 部長の答弁が、何か町長答弁なのかなと思うのですが。

ここに書いてある行政サービスを落とさないというのは、本当に大変だと思うのです。ただ、今回の報道発表だけでいっても、最低でも住民税が3億円減ると——3億円というのは大きいかなと思うのです。そうすると、今年度、来年に向けての予算を組む、そして、来年の途中からまた方向が出た場合、何を削るかといえば、行政サービスを削るべきではなく、違う部分で削る、その検討に入るべきかなと僕は思うのですよ。

先ほど言ったごみ処理場の話も、学校の話も、当然お金がかかります。でも、それも含めて、どうにか知恵を絞らないといけないのかなと。

僕は昨日欠席しましたけれど、先ほど民生委員のお金の問題だとか、高齢者の問題だとか、これからまだまだお金がかかるのですよね。そのお金も工面できなくなる可能性もあると考えたら、やはり、今からこの対策会議をもっとやるべきかなと。当然、防ぐことも重要ですけど、なった場合に何を削るかということを決めておかないと。優先順位、突然これをやります、あれをやりますなんてならないではないですか。

ですから、何かの危機があるという前提で、物事を進めるべきかなと思うのですが、町長、その辺はどう思いますか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 答弁させていただいた内容については、仮に、町の財政運営に影響が出ると推測される場合ということは、減る場合ですね。この意味は——この意味はというよりも、基本的な話をここに書かせていただきました。

財政規模に見合った行政サービスの提供、これは当たり前の話なのですね。あえてこれを書いたというのは、お金が何ぼ入ってくる、何ぼ減ったとは見えないのですが、町民の方々の一番の関心事は、今まで受けてきた行政サービスが変わるよ、なくなるよということに影響があるということも含めて、このような表現で私は皆さんにお伝えする。ということは、まずは国がきちんとした財源を確保することが基本でしようということを、私どもだけではなく、町民挙げて冗談でないよと——言葉が悪いですね、それはおかしいですよということを言ってほしいということも一つなのです。

ですから、町民の代表ということであれば町長でありますけれども、やはり、みんなが事あるごとに行政サービスがどんどん下がってくるということをきちんと理解してほしいという思いで、答弁書を書いたつもりなのです。

では、その後の本来の質問については、当然、これから大きな予算を使う場合にどうしていくかということは、並行して考えなければいけないことは、もうそのとおりだと思います。基本的には、いろいろな方からこのようなことをしてほしいというときにいつも悩むところは、1回やり始めたものをやめますというのは、なかなか言いづらい。特に、子供たちのこととか、それから、住民に直接関わるもの。だから、そのためには、それをなくしていかない、一旦やった以上は継続する努力をしなければいけないかなと思っています。

自主財源というのは、なかなか難しい部分はあるのですけれども、今、ふるさと納税なんかもついて、最初、私が町長になったときには何千万円でしたけれど、今は5億円もいっています。そのようなことで得られるお金というか、財源として努力できる場所は、スタッフ一丸となって進めていることも事実だと、少し理解いただければと思っています。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦 和浩） 今、町長の言葉から、どうしても行政サービスの低下は防ぎたいということは、私も分かります。

私も何回か前に一般質問の中で、美幌町の自主財源というのはふるさと納税、まだまだ頑張るべきだと、地域の企業に対しての応援、そのようなところについてはしっかりやるべきだと。なおさら、頑張れるところについてはもっと頑張るという姿勢を、ぜひ見せてもらいたいと思います。

この103万円の壁については、以上の流れの中で、どうしても国の対策が——多分、今月末、来月頭にまた動くかなと思いますけれど、本当に178万円になるのかどうかも分かりませんが、この減税によって、少なくとも多くの町民は喜ぶのですよ。だからといって、美幌町がこうだああと僕は言えないのですけれど、美幌町の

仕事は、国との協議をしっかりとやること、国民については、もし所得税が減った方々につきましては、先ほど言ったとおり、美幌町の経済のために、地元で物を買ってもらうだとか、何かの手段を持ってもらうだとか、今度、美幌町の企業から入ってくるお金も増やすために、きちんとリンクする政策をぜひ整えてもらいたいなと思います。

それでは、次のDXに入ります。

今回、なぜこのDXを財政運営計画の中に入れたかということ、たしか令和3年、前の委員会のときにも僕は聞き取りしたのですけれど、ある程度の予算措置の中で美幌町の負担金が減るかもしれないと、僕もそのように予想していたのですよ。それが、今回見ますと、残念ながら増額になるということが書いてあるのですよね。

何でここに入れたかということ、財政運営計画の中でもコンピューターの年というのは、たしか私が町会議員になったときに、10億円の機械を買って、年間1億円ぐらいの償還、あと保守費が入っていたということで、これがずっと計上されたまま。言い方は悪いけれど、選定する箇所はずっと同じ。河川事務所でやっていることですから同じ企業なのですけれど、あまりにも高額過ぎるということで、何回か質問したことがあります。

今回、このリース計画の中で、当初、総務部から計画書などいろいろな資料をもらいまして、財政の中でいろいろなお金が変わりますよということの説明も受けたのですよ。今現在、当時の保守料だとか、いろいろなメンテナンスを含めた資料が何ぼ、そして数年間かかった経費ですよということで、これを一部、国との連携はしているけれど、これ以上先に進めば、ある程度の負担金が減るという前提で聞いていたのです。それが、今回残念ながら負担が減らなくなると、当初予定していた財政計画の中で、負担が増えないとなると、またお

金かかるのかなと。片方所得税、住民税が減りますよ、そして、片方、国の方策でまたお金がかかりますよということです。

実際に、まだ明言はされていませんけれど、デジタルトランスフォーメーションの結果、美幌町にある程度の資金援助が来るのかなと思うのですが、そこでお聞きます。

一昨年、去年にかかった今の美幌町のコンピューターを含めたシステムの償還金、管理費、保守費を入れた金額。それと、DXが来年中には国とつながると——たしか令和8年までにはつなげなさいという命令で、今、オホーツク管内、美幌も含めて大体71%から80%が到達ということで、発表されています。そうすると、この答弁では、令和8年にはくつつくとなった場合、美幌町の負担金がどのぐらい変わるのか、もし分かれば教えてください。

○議長（戸澤義典） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護） 2点、御質問いただきましたが、去年、おとしの費用については、少々お時間いただきたいと思います。

後段の御質問を先にお答えいたしたいと思いますが、お話がございましたとおり、令和8年度に新システム、ガバメントクラウドへの接続を準備しております。今、順調に進んでおりますので、令和8年度からはガバメントクラウドに接続ということになります。

それで、一投目の答弁にも記載いたしましたとおり、まず、令和8年度からシステム利用料が年間5,416万8,000円で見込まれていて、現在の7倍以上の額となっておりますが、こちらは、答弁にも同じく書いてございますとおり、移行に係る費用については、国が全額負担しますよということを令和5年に明言してございますので、引き続き、全国知事会や全国町村会などから要望している状況が続いております。令和7年度中には、一定の答えという

か、お話をいただけるかなと思っております。同様に、ハード利用料につきましても、ガバメントクラウドに接続することで、年間3,120万9,000円が最大値で発生する見込みとなっております。国が3割削減するイメージというのは、この3,100万円というものがまだまだかからない見込みでいたのですけれども、国が3割減らなかったと言っている大きな理由が2点ございます。

1点目が、まず円安が大きく影響していますよということで、当初、政府が発表したのは2018年。その当時は、1ドル110円で計算していたものが現在150円ですので、これだけでも3割増しになっていますということが1点。もう1点が、ガバメントクラウドへ移行するために、住民基本台帳システムなどのシステムを構築する必要があるのですが、その移行というかシステム構築が、国が想像するよりとても難儀であった、大変であったという状況となっています。

すなわち、国は、ガバメントクラウドに移行することによって、システムがモダン化というのでしょうか、使いやすくなるというか、あまり容量を使わずに使えるものになるであろうという見込みを立てていたのですけれども、そのガバメントクラウドに搭載するので精いっぱい、つまり、今は移行するので期間的にぎりぎりだという状況です。それは、美幌町のベンダーだけではなくて、全国のベンダーが同じ状況になっておりまして、まずは、移行を間に合わせましようとなっていることから、モダン化されない、すなわちデータ量が多くかかる、そして費用もかかる。円安の理由とモダン化がうまくできなかった、移行できなかったという理由から、国が期待している3割減という金額にはならなかったというところになってございます。

ですが、この年間費用につきましても、同じく全国市長会、全国町村会から、これ

は、ガバメントクラウドに移行してかかる費用であるから負担することという要望はしているところでございます。

それで、昨年度と前々年度の費用については、少々お時間をいただけますでしょうか。申し訳ございません。（議長から「後ほどでもいいですか」と発言あり）すみません。前々年度、5年度の決算額が約1億円で、今年度予算は2億円としておりますが、この2億円のうちには、デジタルガバメントクラウドへの移行費も含めて2億円という状況となっております。

以上です。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） この移行も含めて、また国となってしまうのですけれど、せっかくなのでちょっとだけ質問したいのです。

この移行による予算措置もそうですけれど、実際、これを進めることによって、美幌町民に何のプラスになるのか。

今、マイナンバーカードについてもまだまだ使う方が少ない、流れも悪いということで、目に見えるマイナンバーにばかり言っているのですけれど、実際は自治体のいろいろなシステムも変わります、住民サービスが変わりますと言っていますが、今現在で美幌町民にとって何がプラスになったのか、もし分かればお願いします。

○議長（戸澤義典） デジタル推進主幹。

○デジタル推進主幹（竹下 護） ガバメントクラウドに接続するというのは、国が指定する一定程度のセキュリティーを持ったクラウドに、みんなが情報を集めましょうという発想なのですね。ということは、美幌町が直接、ガバメントクラウドにつながることでデジタルサービスが増えるというよりは、日本全国でもって、そのデータが集まることによって、いろいろなことができるようになるよねという発想だったりするのです。それは、もちろんお客様から直

接使用していいよという許可を取るのは前提ですけれども、例えば携帯電話の更新時の何とかですとか、お引っ越しですとか、あと病院——医療機関が使うとか、そのように日本全国でそれぞれの情報でもって、デジタル国をつくっていきましようというのがもともとの発想でございます。

ひいては、美幌町にも、町民にももちろん影響があることですので、デジタルガバメント構想、すなわちガバメントクラウドにつながることは当然かと思って、準備を進めているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 令和6年、令和7年度とこの移行が進む中で、美幌町民に——経費がかかると、また町民税が減りますので、実は皆さんにとってこれだけ増えるけれど、これだけ利用価値があっていいことになりますという答えが発表されればうれしいなと思います。

町長、ぜひ知事会も含めて、しっかりと営業をよろしく願いいたします。

それでは、三つ目の質問に入らせていただきます。

続きまして、住宅リフォーム促進補助事業でございます。

今回、たまたま知っている方から、10月の申込みのときで予算が切れたということを知ったものですから、10月であればまだ半年、業者にとって仕事の期間があるのだということで、質問したいなと思いました。

従来、予算が切れたときに追加予算を組んだりして、そのときに、行政に対して議会からもしっかり予算措置をしてはどうだという意見もあったし、せっかくだから工事したいという町民からの声もあって、最初の頃は抽せんをやめたり、予算措置をしたり、いろいろなことをやりました。ついこの間も、30万円まで対象金額を下げて

もらったということで、非常にいい政策だと思うのです。

平成24年、一番最初るとき、多分ここにいる方もほとんどいたと思うのですけれど、平成24年度の予算が終わった後に発表して、4月から受付ということでした。実は、そのときの経済の常任委員長は僕だったので、議会と皆さんで意見交換した中で、予算前に町民への発表に踏み切ろうと、予算はどうか議会ですっかりつけるよということで、それは、町民のため、そして地元の業者のためにも頑張ろうと、議会も採択前にオーケーした案件です。当時、この案件はすごくいいことをやったなと、私は喜んでいました。

今回、ずっとやっていく流れの中で、一定の量、一定の金額も絶えず一般町民の方が利用してくれているということで、なおかつ当初、美幌町の業者以外の半分に地方の業者も入っていましたけれど、今は地元の業者も多くなって頑張っています。

実際、30万円にしたことによって補助のやり方もよくなったので、喜んでる業者も町民も多いです。残念なのは、今回、たまたま早い時期に予算が切れたということなのですけれど、先ほど言った経済効果等を考えた場合、10月、11月に工事しても1月に終わる工事もありますし、ここに書いてある予算措置のことも、10月、11月も臨時議会がありますので、予算措置については、十分可能でなかったかなと思います。

それで、今回の答弁の中で、補正予算については検討してまいりたいということを書いていますけれど、私は、この予算の考え方、もう少し拡大しまして、このリフォームについては恒常的に数年、通年の中で絶えず申込みを受けると。特に、冬というのは外の工事ができないので、この内装工事等については、企業の大きな利益を出すタイミングなのです。この時期を逃すとなかなか営業もしづらいということを考えま

すと、ぜひ、リフォームの受付の仕方、あと工事の期間も含めて、再度プラスになる検討に入ることが可能かどうか、町長、ぜひ御理解した回答をお願いしたいのですが。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 制度的には、皆さんに喜んでいただける制度ではあるのですね。ある一方では、予算の選択が幾らでもあるという話ではないのです。その中でいけば、今、大体2億5,000万円ぐらいで進んできているのですけれど、正直な気持ち、この辺の金額で推移するような形の思いはあります。

ですから、その要望が本当にもう何十件もあって、皆さんがこれは冬の間にどうしてもしなければいけないと。それは、個人の方も、それから業者——どちらかという業者の方がという話で、ある意味では、冬場の地元の企業、小規模事業者に対する支援という認識であれば、皆さんがそのようなことであれば、検討の余地はあると思うのです。当然、年度で終わらない場合もあるので、年度を変えなければ、継続してやる場合はどうするとか。その辺のものを考えてトータル的に。

あと、予算との相談もなければいけないですし、いいのは分かっているのですけれども、2億5,000万円ですずっとやってきた中で、動きだけでも前向きでいたいのですが、単純に分かりましたと言えない部分も御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 先ほど103万円の壁の話をしたときに、昨日、今日ですか、政府で一部発表したのは、106万円の厚生年金、社会保険を撤廃するということで、企業の50人というのも廃止するとなると、美幌町の中小企業のほとんどがパートではなくて、正職員になるということになります。払う負担金を国が出すのでは

なくて企業が出すよとなれば、企業の負担金が今以上に増えますので、そうなると企業収益が悪化する。国民にとって、町民にとってはプラスですけど、美幌町にある中小企業も相当数は影響を受けるのです。

現在、社会保険に入る企業に対しては、3年間、国の補助金が出てどうにか対策を練っていますけれど、多分この財源もなくなるのかなと。そうなると、美幌町には中小企業が多いものですから、建設業界に限らず影響があります。ただ、このリフォームを含めている会社も、ほとんどが中小企業の域に入っていて、やはり冬の作業がない分、職員の雇用もきついというのが現状です。

ですから、今回私が質問したのは、経済対策、景気対策、そして小規模企業の対策に、このリフォームは有効活用されているということです。今、私が言ったのは、質問ではありません。国の現況の報告ですから。そうすると、いち早く経済対策、産業対策を——国の社会保険や厚生年金の考え方が変われば、美幌町の財源で中小企業を守る政策をしっかりと打つ計画、これが今日から始まったのではないかと思います。

先ほど町長のおっしゃった、予算2億5,000万円という壁は分かりますけれど、国も壁を撤廃しますので、町長も2億5,000万円を3億円ぐらいに上げるだとか、数千万円でいいですけど、上げる努力をぜひ令和7年度予算にうまく上げられないかを検討する。

町長、どうでしょうか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今回の御質問は、リフォームという話でお話ししたつもりであります。私も新聞を読みながら、今、中小企業の負担が増えるよという話の中で、私もそうなのかなと思ったときに、美幌の企業、俗に言う中小企業の事業者たちをどうするかというのは別に考える話であります。リフォームについては有効だから、そ

れにかぶせた中でやっていくということではなくて、全体の中でどうするかということだけを考えている必要があるということだけは、お伝えしたいと思います。

ですから、当然、美幌の中小企業の人たちを守っていかなければいけない部分もあるので、その意味では、今の状況を判断した中で考えるということ是可以——できるというよりも考えなければいけないとは思っております。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 最後になりますけれど、この国の方向、何がどう向かうか分からない状態でなかなか質問しにくかったのですが、私は、このリフォームもDXも含めて、美幌町の町民、そして美幌町で働く人方の思いが、片方、税金が安くなった、ところが、保険税が上がってしまった。皆さんも分かっているけれど、美幌町の中小企業の中では、既に働き改革として、労働者も賃金、時間外が当たらないで止まっている会社も相当あります。その中で、今、国の方針がころころ変わるものですから、美幌町のリフォームも含めてしっかり……。

また、町長の答弁にあつたとおり、町民そして働く人方の思いをしっかりつなげる予算に邁進してもらいたいと思ひまして、質問を終わります。

○議長（戸澤義典） これで、12番松浦和浩さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時40分とします。

午後2時29分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き、会議を開きます。通告順により発言を許します。11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 〔登壇〕 私は、既に通告しております3項目について、以

下、質問いたします。何日か前から、どうも風邪を引いたようなので、私が原因となって菌を広げる可能性があるということ、マスクをして質問させていただきたいと思います。

一つは、びほろの活力共創事業についてであります。

この事業の見直しについて、質問いたします。

びほろの活力共創事業補助金については、平成24年度創設のまちづくり活動奨励事業補助金が改正され、令和3年度に制度設計されております。

補助期間は3年間とされ、補助対象事業として8項目が掲げられておりますが、補助対象事業の一つである景観美化、自然環境を図る事業に関しては、当然、営利目的の事業ではないために、3年経過すればすべてボランティアとは必ずしもならないことから、資材や労務費など最小限の補助を継続すべきと考えます。

このことから、制度の改善・検討が求められていると思いますが、町長の見解をお伺いします。

二つ目は、福祉灯油についてであります。

福祉灯油の拡充について、お尋ねいたします。

円安・原油高を受けて、本年10月における全道平均の灯油配達価格は、126円80銭となっており、現時点においても100円を超えて高止まりしています。

美幌町の福祉灯油助成制度は、従来から灯油小売価格が100円を超えた場合、高齢者世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯の非課税世帯、生活保護世帯を対象に1万円支給しているものであります。

年金や実質賃金減少の中、道内の自治体では、毎年、福祉灯油を実施する、あるいは、14自治体では、給付額1.5万円以上の給付を行っているなど、進んでいるところもあります。

今年は、主食のコメが大きく値上がりしている状況もあることから、諸物価の値上がりも踏まえ、支給額を値上げした福祉灯油の早期実施を図るべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

最後は、教育行政について、修学旅行費の公的支援について伺います。

小学6年生、中学3年生に実施される修学旅行は、学習指導要領において特別活動に位置付けられた教育活動の一環にも関わらず、修学旅行費用の保護者負担が重く、無償化を求める声が広がっています。

小規模な自治体では、子育て支援策として無償化が始まっています。また、本年9月、東京都葛飾区が来年度からの中学校の修学旅行費無償化を発表以降、全国的な話題となっています。

義務教育は無償との憲法の定めによって、本来は国が無償化を行うべきですが、子ども医療費や学校給食費の無償化など、少子化対策や子育て支援に取り組まざるを得ない町として、国や道に先駆けて修学旅行費の支援を開始すべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

以上、第1回目の質問をいたします。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

教育行政については、教育長から答弁いたします。

初めに、びほろの活力共創事業について。

びほろの活力共創事業補助金は、地域の課題解決に当たって、行政または町民だけでは解決できないものについて、相互に補いながら取り組み、かつ、公益的な事業であって町民主体で企画・実践されるものを対象としております。また、初年度の補助を手厚くし、3年間継続して補助することで、その後は自立して事業を展開できることを前提としております。

これまでに、これらを踏まえ採択した事

業につきましては、補助対象期間後も自主的に活動を継続している事業は多く、事業のスタートアップに重点をおいた当補助金における効果は、一定程度あるものと考えております。今後におきましては、これまでの制度を維持しつつも、この制度の主旨及び対象事業について、さらに分かりやすく周知に努めてまいります。

なお、自治会や団体がボランティア活動として協力いただいている町道などの植樹ますや公園の花壇への植栽に関しましては、御質問の状況にある場合も含め、必要に応じて、びほろの活力共創事業補助金とは別に、支援の実施に向けて検討をしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、福祉灯油について。

福祉灯油につきましては、令和3年度及び令和4年度に原油価格の高騰による家計の支出が増加している高齢者や障がい者世帯等の非課税世帯への支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し実施してきたところであります。

今年度、国では、物価高の影響を受ける低所得者に対する支援として、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を、住民税非課税世帯のうち子育て世帯については子供1人当たり2万円を加算した金額を給付する支援策や、物価高により厳しい生活者全体を支援するため、電力使用量の増える1月から3月までの冬期間の電気・ガス代の支援策などが、11月22日に閣議決定されたところであります。

このようなことから、本町としましては、国の支援策や経済対策に基づき、今後、各自治体に対して、地域の実情に応じた物価高騰対策の推進を図るために配分される重点支援地方交付金を活用することとしており、特に生活への影響が大きい非課税世帯に対する生活支援について、福祉灯油も含めて検討してまいりたいと考えてお

りますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 教育長。

○教育長（矢萩 浩） 〔登壇〕 大江議員の御質問にお答えいたします。

修学旅行費用の無償化の考え方ですが、物価高騰等の影響で宿泊費や交通費が上昇し、本町でも修学旅行費が増加しております。

美幌町における本年度の修学旅行費用については、小学校が3校平均で2万5,367円、中学校が2校平均で6万4,994円となっており、いずれも数年前から増加傾向にあります。

次に、修学旅行費用に対する保護者負担の軽減としては、要保護及び準要保護世帯については全額支援を行うほか、特別支援を必要とする児童生徒については国の基準により上限額はありますが、約2分の1を支援している状況にあります。

義務教育における修学旅行は、学習指導要領において特別活動に位置づけられた教育活動の一環でもあることから、本来は国が行うべきものであり、現状での無償化は考えておりませんが、今後、急激な物価高騰等による負担増の影響で本来の教育活動に支障が生じる事態となった場合には、支援の可否を判断したいと考えておりますので、御理解をお願いします。

以上、お答えいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 順次、再質問を行ってまいります。

最初は、びほろの活力共創事業についてであります。

質問でも申し上げましたが、事業の性格によっては、3年経過しても自立できないという性格を持った事業もございます。景観美化、自然環境の保全を図る事業は、そ

ういう性格を持っております。

私も美幌フラワーマスター連絡協議会の一員として、町の景観とか美化をどうするというので、何人かの人たちとよく意見交換をするのですが、アイデアはあっても、それを即実現するためのスタートに当たっての資金的な問題は、我が町では課題があります。

例えば、日産自動車前のコキアの約30アールぐらいの美化の際には、結局、制度がないので何から始めるとなると、ある制度からスタートすると。そこで、びほろの活力共創事業を使って、1年目10割、2年目8割、3年目6割、4年後以降はないけれど、それでスタートせざるを得ないねということで始めた訳ですが、似たような事業もあるかなと思っています。

答弁の中では、びほろの活力共創事業は事業として、そこで、何というのでしょうか、受け止めきれない事業については、別途考えるということで、可能性は否定されていないと思っています。

例えば、清里町などでは、町内会などが行う街路の美化などについては、50%を町が補助して、残りは町内会でもってちょうだいという形で事業が継続している。やってみて分かりますが、花は栄養のないところではきちんと咲かないので、やはり肥料をやらなければならない。あるいは、雑草が大変生えるということで、大空町の街路を見ますと、マルチが引かれていて、雑草が生えないようにしている、そのようなものの経費だとか、これは毎年毎年かかる。そのようなことを考えた場合に、いいことが始まったのだけれど、継続できる準備もまたしなければならぬよということが、一つの課題となっているなと思います。

町長の御答弁の中で、町道などの植樹ますや公園の花壇への植栽に関しては、必要に応じて、びほろの活力共創事業補助金とは別に、支援の実施に向けて検討してい

たいと、このような中身となっています。しかし、現実には制度がないので、新しい事業を制定するということを意味するものと受け止めるのですが、例えば、早ければ来年度も含めまして、可能性はあると考えてよろしいでしょうか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今回、答弁させていただいたのは、びほろの活力共創事業ということで、本来、考えていることについては、バージョンアップはするのですが、中を変えていくというか。それは、3年事業をやって、あとは自力でやるという形をとっているのですね。

今、結果的に3年やってみて、なかなか有償化にならないよと。そのときに、スタッフ皆さんで考えたときに、本来、これはお試しというか、一つの方法として、これに乗ったけれども、ひょっとしたら、人によってはうまく軌道に乗せられる——お金の確保とか、そのようなこともできる可能性はあると、もともと私は思っていました。ただ、今お話を聞いたら、現実にはいいアイデアはある——私もあそこに植えることに関わらせてもらっている中で、いいことだけれど、本来、この後継続するのにどうするのかと、私も常に思っていました。

ですから「この制度はこの制度」ではなくて、本来、今やっていることの例の一つとして、清里の美化の話があって、これはこのような制度では全くなくて、植えた場合に自治会は2分の1と。これも、町内会と自治会が2分の1を出せるのですかという問題が出てきています。

今、考えたのは、当然、来年度も継続してもらうためには、来年度、皆さんが同じようにできることをどうするかということ、既存の制度の中で読替えというか、そのようなことができるのか、または、新たにつくらなければいけないかをしっかりと検討しようということで、内部では統一し

ています。

このように、せっかく皆さんにやっていただいたことについては、来年も継続するための形で進めたいと考えております。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 日産前のコキアについては、昨年、全国的に表彰されました、実際、旅行者もあそこに立ち入ったり、写真を撮ったりということで、美幌町の観光PRなどにはなっているなと思っています。ですが、なかなか継続するという課題について言えば、一定の敷居が高いという部分がございます。

御答弁もいただきましたが、何かを始めて、途中でやめて、また花畑がなくなって、元の原生の植生に変わるということだけは、絶対にやってはならないと私自身は思っております。官と民とが共に力を出し合って、いいまちをつくっていくという点では、一つの池に石が投げられたという問題だなと考えております。その点で、ぜひ、スタートしたら、よりよい方向で発展して、継続ができることを望んでおりますので、そのことを申し上げて、期待を持って今後の推移を見守っていきたいと思います。

次に移ります。福祉灯油について、お尋ねいたします。

御答弁の中で確認したいと思っているのですが、福祉灯油は、たしか今から10年前、平成26年に5,000円の金額でスタートをいたしました。当時、100円を超えるという値段になれば、大変だなということでスタートいたしましたが、その後、何回か実施されて、今年に至っております。

最初の答弁の中で、令和3年度及び令和4年度に実施されたと。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施してきたと。そのとおりだと思いますが、私の記憶では、昨年、令和

5年度分、実施されたのではないかと。原資は、新型コロナではありません。

今年の答弁にもありますが、物価高騰対策の重点支援地方交付金を活用して実施すると――実施されたと、私は思っているのですが、事実確認だけはしておきたいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行） ただいまの御質問に御答弁いたします。

昨年度につきましては、福祉灯油は実施してございません。今、御質問の中にありました10万円の給付が物価高騰対策の給付金であるということで、その中に福祉灯油の部分も十分に含まれているという考えで、町としては実施していない状況であります。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 昨年12月議会で、馬場議員の質問に対して、福祉灯油という形で実施するのだなと読み取れる御答弁をいただいていたので、当然そうになっているのだと思っていました。でも、それは受け止めの違いであって、福祉灯油としては実施していないが、別な制度を活用して灯油代が支給された。中身としては、どのような中身なのでしょう。

従来は1万円を限度として、対象は、先ほど申し上げました中身だったのですが、金額及び対象については広がっているのでしょうか。

昨年実施の内容をお示してください。

○議長（戸澤義典） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行） 昨年度は、福祉灯油あるいは別な形ということでの灯油代の助成ということは、していない状況であります。

先ほど国からの給付金10万円、その中にそのような物価高騰対策が十分考慮されているということで、町としては、上乗せあるいは別口で出してはいないという状況

であります。（議長から「１０万円の内容は」と発言あり）１０万円の内容ですか。

○議長（戸澤義典） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一） 御答弁申し上げます。

昨年度、非課税世帯に対しまして給付を行っておりまして、まず、令和５年６月１日現在を基準日といたしまして、非課税世帯に対しまして３万円を給付してございます。こちらの実績といたしましては、２，４６２世帯に対し７，３８６万円を支給しているところでございます。

その後、追加給付金事業ということで、令和５年１２月１日を基準日といたしまして、世帯全員が非課税となっている世帯、２，４８５世帯に１億７，３９５万円——１世帯当たり７万円ということですので、令和５年度では、３万円と７万円を合わせた１０万円を給付しているところでございます。以上です。

○議長（戸澤義典） １１番大江道男さん。

○１１番（大江道男） 違った名目と違った内容で、しかも、従来の福祉灯油制度よりも上乗せした金額が支給されたと。それが、昨年度の実施実績であると受け止めておきますが、間違いがあれば、御答弁で訂正してください。

それで、１１月２２日、今年も物価高騰対策の推進を図るために、重点支援地方交付金が——私がこの質問通告を行っていた時点では、承知していなかったスタートでした。その後、前年度と同じようにやると。しかも、力を込めて、内閣府がやろうとしているものの中に、灯油を支給するということについて、令和５年度は推奨されていなかった。これは、内閣府の情報なのですけれど、低所得者世帯支援、あるいは重点支援地方交付金の推奨事業として、メニューに灯油支給支援を追加したということです。北海道の大多数のところ、これを活用したと思うのですが、非常に効果

があるということを、政府自身も認識したのだらうなと思います。重点支援地方交付金の推奨事業として、灯油高騰対策に力を入れてくれと。逆に、政府から号令がかかるという状況となっています。

灯油価格の状況については、私以外の議員の皆さんもずっと高止まりしていて大変なのだとということで、今回の質問の中でも出ています。現在も百二十七、八円をずっと継続していますし、中東の情勢いかんによっては、１３０円を超えるという可能性も多分に秘めている中身でございます。１世帯、年間で１，５００から１，６００リットルくらい使うよと。集合住宅であれば、５００から６００リットル程度ですが、やはり相当金額が大きい。これに対して、支援の手が差し伸べられるというのは、大いに期待ができるということです。その意味で、美幌町が従来行ってきた、スタートは５，０００円、令和３年度に１万円に増額となって、大体そのようなものが——例えば、５割増して１万５，０００円、倍になっても２万円というレベルから見ると、もっと大きな金額が支給される可能性を持った今年の冬の灯油価格支援が行われる見込みであるということで、受け止めておきたいと思うのです。

少なくとも、昨年よりも上乗せがされると理解してよろしいでしょうか。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（高崎利明） まず、昨年の１０万円の部分につきましては、その中で灯油が何ぼという内訳はないのですが、昨年の部分につきましては、食料費、エネルギーの高騰対策に対する低所得者というか、非課税世帯に対する支援ということでございますので、当然、その中にはエネルギーの高騰分も含まれている——灯油も含まれていると考えているところでございます。

お話ししました今年度の物価高騰対策というか、地方創生臨時交付金につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、

国としまして、物価高騰対策分で低所得者——非課税世帯に1世帯当たり3万円という部分があります。それ以外に、地方創生臨時交付金の分として各市町村に交付しまして、地域の実情等を踏まえて、事業者の生活支援を考えなさいよということでございます。

その中の推奨メニューとしては、まだ正式な通知は来ておりませんが、電力ガスの負担軽減を継続するほか、厳冬期を念頭に灯油メニューも追加されたと新聞報道では出ております。その部分も踏まえまして、今後、補正予算の成立に伴いまして、いろいろな要綱——各市町村に対する配分額も通知が来ると思いますので、先ほどの国が非課税世帯に交付する3万円を含めて、町民の方が必要とするいろいろな生活支援は何が一番いいのか、支援額は幾らがいいのかという部分は、これからしっかりと検討して、国の予算成立後、速やかに予算措置できるよう準備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 今、年末を迎えて、国もこの12月22日以降に、急いで交付できるようにしてほしいという通知が来ているかと思います。

昨年と同じ時期、令和5年12月22日の段階では、全国で200市町村が年内に給付の開始を予定して、全体の半数を上回る約900市町村が1月末までに給付の開始を予定していると、給付のスタートを早めてくれということで、今年も同様の檄が入っているのだと思います。

米も上がる、諸物価も上がる、その中で灯油は高止まりしているという状況なので、ぜひ、これらを含めて、できれば年内にも現金を手にすることができるのであれば、大変喜ばれる話なのですが、支給時期について、改めて聞かせてください。年内

は可能なのでしょうか。

○議長（戸澤義典） 福祉部長。

○福祉部長（斉藤浩司） ただいまの給付金につきましては、国の状況を日々注視している状況です。昨年の交付に当たっては、基準日の時点で——すぐ基準日が決まれば、対象者を拾い出して御案内ということですが、年内の支給については難しいと考えています。

現時点で国会を行っていますし、補正予算成立後に通知して、現実的な事務作業として、非課税世帯に御案内することについては、もちろん速やかに事務を進めてまいりたいと思いますが、臨時会含めて議会に御提案させていただいてと。

当初、国は、1月から3月までに出してほしいということだったのですが、閣議決定後——国会の決定が遅れているということで、現実には、年内は難しいと考えております。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 私、昼休みにラジオを聞きながら自宅に戻ったのですが、補正予算の審議、今真っ最中なのですね。その中で、補正予算の1項目として、この重点支援地方交付金について出されているので、決まっていないどころか議論中であるということです。いつ議決されるのか、ほやほやの状況です。これを承知した上で、大変厳しい年の瀬を迎えようとしている人たちに、一刻も早く、朗報をお伝えすることと同時に、頼りのつえを渡していただければありがたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

修学旅行費の公的支援についてであります。

美幌町の小学生、中学生の修学旅行の費用は、小学校が3校平均で2万5,367円、中学校が2校平均で6万4,994円と。このほかに団体行動として楽しい修学旅行なので、小遣いも親としては用意しな

なければならないということで、これは小学校、中学校、一定の上乗せが当然出てくるのです。それと、みんなの前で服を脱いで寝なければならないということで、下着も取り替えなければならないということで、目に見えないお金も追加になっているということなのです。

今、私は聞きませんが、修学旅行、お金がかかってとても参加できないという話は、過去にはあったのですよね。そのようなつらい思いをさせないということ、それと、近年、急激な旅行費用の値上がり起きてきているということなのであります。小さな市町村が支援するというのは、当然、今までありました。子育て支援ということで、これ以上、子供が生まれないと、子供の数が減ることについて、我が町として耐えられないということで、やむなく支援するということがありました。

葛飾区という大きなところが思い切って踏み込んだ。これは、大変大きな波紋を広げておりまして、私的には、政府に対して大きなインパクトを与えたことだと思っています。従来、子育て支援の中では、子供の医療費の無償化を図った町についてはペナルティーを科すと、そもそもこのような国ですから。そして、学校給食費に対する助成、これも決していいものだとは見ていない国ですから。まして、隠れ教育費は50万円、60万円という中で、修学旅行が大きな一つでもあるということです。

率先して国が修学旅行に対して助成をする、あるいは無償化するとは到底考えられないこの国で、政治の風土あるいは教育の環境を変えていく上で、一つの転機になるかもしれないと私は期待しているのですよね。葛飾区に倣って、よし、おれのところもというところが、全国で広がるかどうか注目されていると思います。

美幌町は、医療費無償化あるいは学校給食費の第3子以降は無償、第1子、第2子については2分の1という方向を出されて

います。これはこれとして非常に進んだ分野に入っているのだらうと、私自身は思っています。これに、修学旅行についても、無償化とはいかないにしても、一定の支援をするよということで方向性が出ることは、近隣と北海道内に大変大きなインパクトを与えるものだと思います。憲法上の規定だとか、それはもう根本の話なので、政府に対して求めているのも、それがうんと言わないのであれば、国民の側から何とかしようという動きがあつてしかるべきだと思います。

全額とは言わないまでも、私たちの町も同じ思いだよというのろしを上げるべきではないかと思うのですが、まず教育長、いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典） 教育長。

○教育長（矢萩 浩） 修学旅行の支援の関係でございますが、1回目の答弁でも申し上げましたように、これは教育活動の一環であり、義務教育無償化の観点から、国が本来行うべきものと認識しております。

また、答弁の繰り返しになりますけれども、現時点では無償化というのは考えておりませんが、昨日来の一般質問でもありましたように、本当に物価高騰が著しい状況でございます。議員の質問にもありましたように、物価高騰で費用が払えない、経済的な事情で参加できないという人がいるのは、非常にまずいと思っておりますので、その辺の推移も見ながら考えていかなくてはいけないと思っております。

ですが、まずは、義務教育無償化の観点、さらにはこの物価高騰を踏まえた中で国の負担について、地方から国へしっかりと要望なり、求めていくことを考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） これは、町長にお聞きしたいのですが、私は、この問題は、

美幌町の町の姿勢にも関わる問題だなと思っています。

結婚そのものがないので、到底、子育てなどとは縁がない若い人たちが大量に今つくられている。その原因の一つとしては、いや、子育てというのは大変なのだと、ベースにそのような思いがあるのだと思うのですよね。その中に一石を投じ続けているのは、いや、そうは言わないで、子供を育てるのは親だけではないよと、地域全体で温かく見守っていこうではないかということでの医療費の無償化、あるいは学校給食費の無償化、一部助成という形で、目に見える支援を行ってきている町ですよ。

隠れ教育費の一端をさらに小さくする、親の負担を軽くすることによって、子育てをしやすいまちだよというシグナルを送るという点でも、私は、美幌町の行政としても、大変大事なテーマになっているのではないかと。

それと、昨年9月、葛飾区が投じた一石が広がっている波紋をどのように——はるか後になって私もではなくて、その機会をとらえて、いや、私たちのまちも同じ思いですということで、北海道の端の端でものろしを上げるという意味で。金額が多いに越したことはないのですが、公的な助成を行うということを御検討いただけませんかでしょうか。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 他の町にというか、インパクトを与えるというよりも、美幌の中でこれからの時代を担う子供たちのためにしっかり支援するということは、皆さん同じだと思うのですね。

今までも私は、教育長が言ったとおり、国がきちんとやらなければいけないことというのはやってほしいといえども、そうは言っていられないので、医療費もやってきました。それから、給食費も何とか半分まで来しました。要は、修学旅行の費用という

ことで言われていますけれども、それがインパクトあるというよりも、今、親御さんたちが困っているという話になったときに、本来、私は就学援助というか、大江議員もそうですけれど、隠れ教育費ということに対して何かを支援するとか、そのようなことを考えることは可能かなとは思っているのですね。

教育委員会の立場とすれば、当然、財布を持っているわけではないので、教育長が希望したとしても、それは最終的に町長が判断することになるので、多分、私に質問をしたということなのだと思います。そのことは、何が有効かというのは、小出しにこれは、これは、これは何とかという話は、もうつらいかなと思っています。

ですから、私は、修学旅行というのは、今該当するのは、3年生と6年生。では、何年かに3回のローリングがいいのか、6年の中で1回がいいのか、それとも、就学援助ということの中で、子供を持っている親御さん全員に当たるようなことを考えるほうが真つ当なのかなと思っています。それができるかどうかは分かりませんが、私の気持ちとすれば、トータル的に、子育てする方々の負担を少しでも軽減したいという思いは、強く持っております。

○議長（戸澤義典） 11番大江道男さん。

○11番（大江道男） 日本の修学旅行は承知をしているのですが、諸外国ではどうなのだろうと見てみたのですが、日本のような形での修学旅行は、ほとんどされていない可能性があるなど。それは、それぞれの国のお国柄、カリキュラムに応じて、近隣に行くという程度のことはされているようですが、それとは大分違うのですね。だけど、日本独自のものだとしても、インパクトは——子供たちにとっては、非常にインパクトのあるものですよ。人生で、思い出の中に小学6年生、中学3年生、高校に行けば高校のということで、そ

れぞれ親の負担は別にして、本人は大いに喜んでいる。そのことを同時に考えなければならぬのかなと思います。

一遍に、簡単な話ではないよということは分かりますが、この場所も含めて、今育っている子供たち、これから生まれてくる子供たちを、どのような思いで、みんなと一緒に育てていくかということの一つとして、ぜひ大いに考えてみたいものだと思います。多分、大きな町が始めた取組が、どのように波紋を広げていくかということを見ながら、また改めて未来に向かっての議論をしていけばいいなと思います。

まだ、機は熟していないということを受け止めながら、私の質問は、以上で終わります。

○議長（戸澤義典） これで、11番大江道男さんの一般質問を終わります。

本日予定していた一般質問は終わりましたが、会議の終了時刻まで時間がありますので、明日、予定していた一般質問を繰上げて続けます。

暫時休憩します。

再開は15時45分とします。

午後3時34分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（戸澤義典） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 〔登壇〕 震源地が、大江さんだったのか僕だったのか、定かではありませんけれども、マスクをしてお話しさせてください。

では、通告に従って、一般質問をさせていただきますが、毎度のことであります。政治的判断も絡みますので、私が、とんでもない間違いとか、勘違いとか、常識外れ——常識外れは感情がありますけれども、それ以外のことは、町長さんとお話ししたいものですから、ほかの説明員、十分な準備

ができていると思いますが、極力、町長さんとお話で進めたいと思っていますので、私の希望を先に申し上げておきます。

それから、教育長。

大きい表では、町長と教育長と書いてありますが、先ほど、大江さんの一般質問の中で、教育委員会のこと、お金のことだったと思いますけれども、教育委員会はお金を持っていないと、最終的には、私のところに相談が来て、私の判断だろうという趣旨のこともありました。

ですから、私は、万が一、教育委員会のことを触れたとしても、政治的判断ということでもありますので、町長さんにお聞きしたいという思いは、お伝えしておきます。

では、始めさせていただきます。

町職員の適正な配置等について。

一つ目、工事等発注業務に係る職員の配置等について。

町発注の工事等における設計業務については、建設部所属の技術職員が中心となって設計書等を作成しており、また、比較的少額の修繕工事等においては各部局で設計書等を作成し発注していることは承知しております。

しかしながら、建設部以外においては技術職員が配置されていないことから、各部局では修繕工事等に係る設計業務に苦慮されていると推測いたします。

令和5年9月定例会において、専門の検定員を配置すべきと提案いたしましたが、現時点においては配置されておられません。工事等発注業務を効果的かつ効率的に遂行するためには、検定を兼ねた専任の職員を配置すべきと考えますが、次の2点についてお伺いいたします。

1点目、現在、各部局発注の修繕工事等における設計書の精査をどのように行っているのか。

2点目、仮に、建設部所属の技術職員が精査を行っている場合、組織上、各部局と建設部が連携の取れる体制が講じられてい

るのか。また、講じられている場合、そのことは全職員が承知されているのか。

二つ目、管理職員の職務について。

町職員は、美幌町事務分掌規程に基づき職務を遂行していることは認識しておりますが、他部局から依頼されるなどにより、管理職員の職務が他部局に及ぶことはあるのか、お伺いいたします。

三つ目、重要事項等の職員への伝達について。

部局長会議等における町長等の指示事項、あるいは伝達すべき重要事項等の職員への伝達方法はどのようになっているのか、お伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司）〔登壇〕 吉住議員の御質問に答弁いたします。

町職員の適正な配置等について。

1点目の各部局発注の修繕工事等における設計書の精査については、各部局での発注に当たり、内容に疑義がある場合は、建設部技術職員に確認・アドバイスを依頼するなど、弾力的に対応しているところであります。

次に、各部局と建設部の連携体制については、現在、技術職員不足の状態が続く中ではありますが、情報共有と意見交換を行いながら連携して事業を進めており、職員への周知に当たっては、予算編成会議において、工事請負費や修繕費等の積算に当たっては、内容によって建設部の協力を得るように全職員に周知するなどしているところであります。

2点目の管理職員の職務については、事務分掌規程により、それぞれ所管する部・課内の事務を統括し、所属する職員を指揮監督することとされておりますが、技術職員をはじめとして、退職などによる欠員の充足がかなわない状態のため、管理職員に限らず、部局内での支援だけでは難しい業務などは、他部局も含め、相互に協力しな

がら事務を処理する必要性があると考えております。

3点目の重要事項等の職員への伝達については、部局長会議後に各部局において部内の課長職に伝達し、各課長から所属の職員に伝達しているほか、町長メッセージや連絡事項などは随時庁内LANにより全職員に周知することとしております。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお伺いいたします。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 伝達のほうから話を進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

この一般質問を聞いている、ユーチューブなどを通して聞いている人は、わけが分からないでいると、私は勝手に解釈しています。答えは、当然の話ですから。見た感じ、不自由ないのです。

だけど、なぜこの質問をしたか。実際、そのとおりなさっていると思うのだけれど、実質、各職員に間違いなく伝わっているのか。この確認をされたことがあるでしょうか。

先ほど、生意気なことを言いました。

今の話は、どちらかというと、事務方の話です。政治家としての町長の話よりも、事務方のお話です。

町長が答弁されるのもよろしいですけども、本来、事務方のトップの責任だと私は思っていますので、できましたら事務方のトップ——事務方のトップですよ、誤解なく。お話も交えて答えていただかないと。

と申しますのは、今後、新たな町長が誕生して、現町長は、美幌町職員経験者であり、十分、職員のなすことは知っています。だけど、町長職になる方というのは、昨今は、職員の人々が長く続いておりますが、将来において、この組織の肝腎要な役割を果たすのは、俗に言えば副町長、事務

方のトップだと思っています。

こうは書いてあるけれど、このとおりになっているのか確認したことはありますか。

○議長（戸澤義典） 副町長。

○副町長（高崎利明） 町長の指示、私の指示事項も含めての話だと捉えておりますけれども、重要事項等の職員の伝達につきましては、職員会議規程に基づき、先ほどお話したように伝達されていると思っておりますが、私自身が職員一人一人に伝達されているかという確認をしたことはございません。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） すみません、しゃべり方が悪くて。怒ってはいません。ちょっと力が入ったということで、御理解ください。ぜひ1回、確認されたほうがよろしいかなという程度で、話を押さえておきます。

各部局で起きている日々の出来事。あえて言えば、問題。それも、副町長に伝わっているのかどうか、不安でたまりません。

ちょっと横道にそれますが、そこで、分掌規程——私は、副町長の分掌規程を見たことがありません。だけど、副町長という立場は、一般質問でいえば、答弁等で町長が詰まったとき、各部局にまたがった話は、副町長答弁だと。

私は1期目のときから——当時、新人でしたから、藪下議員とか、馬場議員とか、荻野議員という先輩議員がいまして、口酸っぱく教え込まれました。ですから、職員さんも真剣勝負でやっていただかないと困る。

大きい項目の三つ目、確認してください。それには、今言った理由。

副町長、名指しで悪いけれども、またぐ話も含めて、事務方のトップはあなただということです。あなたが承知していなくて、どうするのですか。そのような思いだ

ということであります。

それでは、大きい項目の一つ目に戻ります。

今、新年度予算、もう始まっているのかな、部分的には。それには、出だし書いたように、いろいろな工事等——全部含めて工事という言葉を使わせてください。積算しなければいけません。積算した上で、新年度予算を皆さんが考えるはずです。

これは、どこの役所も同じようなことだと思っているのですけれども、そこであえて、見積依頼もあります。

私の考えを先に述べますけれども、見積依頼を受けた業者は、私がもしこの仕事をこなすのには幾らかかると、見積書というものは、その会社会社の考え方で出すのですよ。

何社から集めるかは分かりませんよ。でも、行政というのは、世間に対して、どれが妥当かという判断をしなければいけないと、常日頃、思っています。

いいですか、もう一度言います。

同じ工事で3社から4社から見積りが来る場合もあります。見積りですから。それが、妥当かどうかという判断は、業者がするのではなくて、後々発注する側が精査すべきものだということです。そこで、担当職員、職務規程、分掌規程が絡んでくるのですけれども、その内容が妥当かどうかを見抜く能力、力。

もちろん、いろいろな部署においても当然、担当者は配置——配置というか任命というか、仕事はあてがわれると思うのですが、悲しいことに、精査できる能力が備わっていないこともあると思います。だから、私は口酸っぱく……。ごめんなさい。その担当者が、俗に言う駄目だと言っているのではないです。人それぞれ能力が違うわけですから、いろいろな分野それぞれにたけた人、たけていない人がいらっしやる。でも、行政は、世間に通用するためには、精査しなければいけない。

私が担当職員であれば、戸惑ってしまう。担当になったけれど、この数字が妥当なのか、不安で眠れない。新人職員さんであれば、困りませんか。飲みに行くぞ、ラーメン食べに行くぞでもいいです。誰も皆さんとそのような仲ではないのですから。年が若ければ若いほど、きちんとした道筋、相談相手を……。

この答弁書には、協力し合って職務するのですよと書いてある。この言葉は、間違いではないのですよ。何を言いたいか。協力し合える道筋をつくっているのですかということです。昨日今日、偶然職員になった私が、皆さんのところへ行って、はい、誰々、教えてくださいと、このような生意気な言葉、年老いているからしゃべられるのですけれどね。これが二十歳やそこらで、20も30も自分より年を取っている人のところへ行って、これはと。

やはり、そのときは事務方の副町長、助け合うのが当たり前、当たり前ですよ。だけど、道筋はつくっていない。ぜひつくるべきだ。

それから、分掌規程というのは、私が見ているインターネットでは、担当者一人一人の分野において、あなたはここまで仕事をしなさい、このような形で決着つけなさいというのが職務規程、それを個々に分けていったのが分掌規程なのです。それにうたわれていない行為、美幌町の分掌規程に道筋は書いてありますか。書いていないでしょう。書いていなければ、担当の新人は、誰に相談したらいいのですか。私のように図々しいのは別ですよ。さっさと行って教えてと、甘えたりもできますよ。でも、大抵の職員さんはできない。

だから、私が言いたいのは、そのことも含めて、まず道筋をつくるべきではないですか。

もう一度、過去の話をお聞かせください。総務付の検定員、技術系ですよ。本来、総務配置で、人件費も総務部が大枠で

予算づけして、技術的なアドバイス、各部署の相談を——その任を果たしている位置づけがあった。今はない。そこが困るのではないのですかねということを申し上げたいのですよ。

先ほど言いました、この一般質問。普通の人が聞いたら、吉住、なぜわざわざこのようなことを聞くのだと。現実、この言葉どおりになっていないからです。現実、なっていないから、私は何回も同じことをお聞きしたい。

精査が足りなくて何百万、とんでもない支出をした。もし、このような事件が発生したとすれば、誰が責任を取るのですかね。事務方のトップ、いかがですか。誰が責任を取るのですか。

それからもう一つ、40年前の話をします。

美幌町役場の職員の方々、気構えも含めて意気込み、似たような言葉ですが、美幌町の最高峰でしたよ。なぜか。測量にだって光波——光で距離をはかる機械ですけど、当時あったのは、唯一、美幌町役場だけ。当時、何百万円もしたものですから、一般でいう土建屋さんもまだまだ準備できるものではなかった。最高峰で、逆に民間を指導したり、教えてあげたり、美幌町全体を高めてくれたところが役場だったのです。それが今、はっきり言って民間のほうが上ですよ。

それから、副町長。あなた個人、副町長という職名を使っていますけれども、やはりそこを酌んでくれて、逆に、町長がうんと言わなくても、このような組織図にしなければ、美幌町は持たないぐらいのことを発信しなければ。先ほどの万に一つ、美幌町民に損害を被ることがあったとする。誰が責任を取るか。担当者か。

過去に、町長からこのような言葉がありました。ちょっと意味が違うのですけれど、1回、2回の失敗は恐れるなど。

職員の皆さん、真に受けたら駄目です

よ。行政というのは、恐ろしいところから。

私の言葉ですが、失敗したらブラックリストに載って、出世どころか、一生芽が出ない可能性もある。いや、可能性もあると、私は思っています。

過去にいろいろなことがありました。事件というまでもないけれど、請求書が来ているのを出し忘れて、うっかり机の中にとか。（町長から「適格な質問をお願いします」と発言あり）それで、町長。今、あなたの言葉が入ったけれど、このようながただと、私は思っています。それは、お金のかかる話ではない。きちんとした道筋をまずつけることが肝要ではないか。

二つ目、各部署にまたがる場合、本来は、分掌規程で自分の分野というものが決まっています。当然ですよ。部長クラスは、部を掌握する。課長は、課を掌握する。他の部局のことをやっている暇などないのです。

そうしたら、他の部局の仕事をするとなれば、それなりの評価も与えるべきだと、私は思っているところで今回はやめておきますけれども、町長、お話があれば、承りたいと思います。なければならないであれすけれど。

○議長（戸澤義典） 町長。

○町長（平野浩司） 今、職員のことについてのお話が総じてありました。私は、私どもの職員は優秀だと思いますし、信頼をしております。

先ほどの道筋という話の中で、技術的な話をすれば、例えばそれぞれの部、建設部の技術屋がいないところの一つの部において、一つは修繕等でもいいのですが、先ほどは業者から見積りをもらって——私のイメージとすれば、業者から見積りをもらったとしても、担当としての精査をしっかりしなければいけないよねという話ですよ。そのときに、吉住議員は、その精査するときのアドバイザーとして、きちんと

知識を持った人が見ることがいいのではないか、そのような体制になっていないよ、それを道筋として提案していただいたと思っております。私は、それはそれでお願いしますとおりでと思うのです。

ただ、まず原課としてということは、担当としてその人が聞きづらければ、そこには、職階制で係長も課長もいます。まずは、係長なりに相談することが第一で、そのときに、その見積りをもらって……。

これは今、原課がどうかは分かりませんが、その見積りに合わせて独自に、それを参考にして設計書なり内訳書をつくることは、基本だと思っています。ですから、それをきちんとしないことが問題であって、それがされていないときの道筋づくりを多分、吉住議員が言われたと私は解釈しています。

例えば、悪いですがけれども、職階制がある中で、課長、この単価、普通作業員ぐらいの金額は誰でもきちんと覚えているよとか、そのようなことをきちんと見てやれない、そのような組織でないともし感じるのであれば、それは、私の責任でもあるし、また、副町長の責任かなと思っています。

再度、そのようなことをきちんと一つ一つやれる体制を確認しますし、何度も言いますけれども、時代の中で、当時、私が役場に入ったときの職員の気質ではなくて、何と言うのでしょうか、育ってきた環境も経済状況とか、周りが変わってきているから、私のときがこうだったという時代ではないと私は思っています。

ですから、今に合ったことをしっかりやらなければいけないというのは、私の責任だと思っていますので、その意味で御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 案外、通じ合っているかなと思っているのですけれど、ここ

まであつて言えないこともあるものですから、お許しをいただきたいのですが。

ただ、町長。これは、嫌みでも何でもないので。

私、最近年老いたせいか、すごく素直になっています。口はこのような口の利き方ですけど、素直に表現しているつもりです。ただ、悲しいかな。年の若い順に追っていくと、このような例もあるのですよ。

物品、電気の受電盤、何年に1回検査しましょうと、そのとおりに検査を受けているのですね。でも、検査を受けた文書を見たら、ここは劣化しているから直しなさいまで、極端に言えば書いてある。それを見たときに……。

いいですか、点検するという意味は、その知識がないから外部に――まず知識という意味で専門家に見てもらって、アドバイスをいただいたのですよ。そのまま放置なの。いや、きちんと僕は仕事をしました。点検を受けるというから点検を受けました。ごめんね、あなた、点検を受けると言っている意味は分かる。いや、点検しなさいというから発注して点検を受けました。それだけ見れば、間違えてはいないのだ。指摘を受けているのだよ。指摘を受けるためにやっているわけですよ。そのようなこともあるものですから、新人には、一つ一つ教え込む。そして、将来の戦力になっていただく。ぜひやっていただきたい。

それから、町長。ちょっとだけ話をはみ出させてください。

上杉議員が民生委員の質問をしたときに、最後の言葉。民生委員の成り手、議会も今、要するに、環境が民生委員を引受けできる環境なのか。議員になっても生活できるのか。そのような環境整備も……。

これは今、技術屋の話をしました。部局をまたいで、能力がある人に頼むのであれば、別な評価も必要でしょうと。これを蛇足で言わせてもらい、やめます。

終わります。

○議長（戸澤義典） これで、10番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（戸澤義典） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日、12日の会議は、本日に引き続き、開始時刻を30分繰上げ午前9時30分から、終了時刻を30分繰下げ午後4時30分にそれぞれ変更します。

円滑な議事運営を図るため、会議時間の変更を試行しますので、議員各位及び説明員の御理解と御協力を願います。

本日はこれで散会します。

お疲れ様でした。

午後4時16分 散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員